

# 会報

第 162 号

◇エッセー

国立大学の将来について 一橋大学長 阿部 謹也

■諸会議議事要録

第1常置委員会

第2常置委員会

第7常置委員会

教員養成特別委員会

大学評価に関する特別委員会

大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■要望書

人卒院勧告の取り扱いに関する要望書

平成11年度税制改正に関する要望（4件）

■資料

大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（中間まとめ）に対する意見

修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（中間報告）についての意見

「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」（審議経過報告）（教育職員養成審議会大学院等特別委員会）についての意見

## 国立大学協会

平成 10 年 11 月

# 会報

平成10年11月 第162号

第48卷第4号通巻第162号

平成10年11月号

国立大学協会

●エッセー

国立大学の将来について 一橋大学長 阿部 謹也 .....5

【事業報告】

諸会議議事要録 (平成10年 7 月～ 9 月)

第 1 常置委員会 (7.14) .....13

大学の組織運営システムの改革について

第 2 常置委員会 (9.30) .....18

報告事項

「平成11年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」(案) について

「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領, 実施細目」(案) について

大学入試の情報開示の問題について

第 7 常置委員会 (7.3) .....26

公務員倫理法について

情報公開法について

助手問題について

委員長の交代について

第 7 常置委員会 (8.26) .....29

情報公開法について

助手問題について

国家公務員倫理法について

複写権問題について

教員養成特別委員会 (7.17) .....35

教育改革にかかわる各種「答申」「報告」「まとめ」等についての

論点の整理と課題の検討について

本委員会の今後の検討課題について

大学評価に関する特別委員会 (7.16) .....39

大学評価の在り方について

大学評価に関する特別委員会 (8.31) .....46

大学評価の在り方について

大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会 (7.16) .....54

大学教育におけるリベラル・アーツの役割について	
大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会（9.3）	58
大学教育におけるリベラル・アーツの役割について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会（9.11）	63
国立大学協会創立50周年記念事業について	
諸 会 合（平成10年7月～9月末までの開催会議）	66

## 【要 望 書】

人事院勧告の取り扱いに関する要望書	67
大学等と民間企業等との共同研究について、民間企業等が支出する試験研究費に対する法人税の税額控除制度の延長・拡充（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望	69
国から交付されている科学研究費補助金について、日本学術振興会を經由して支給される場合についても非課税措置を維持することに関する要望	70
大学等と民間企業等との共同研究を推進するため、民間企業等が国立大学等との共同研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備した場合の固定資産税等の課税標準の特例措置の創設に関する要望	72
国際大学村（仮称）に係る日本学術振興会の業務の実施に伴う非課税措置の維持・拡大に関する要望	73

## 【資 料】

大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（中間まとめ）に対する意見	74
修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（中間報告）についての意見	80

---

「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（審議経過報告）」（教育職員養成審議会大学院等特別委員会）についての意見 .....83

【その他】

学長等の異動 .....86

編集後記

## 国立大学の将来について

一橋大学長 阿部 謹也

### 1. 国立大学の現状と課題

一昨年の暮れ頃から行財政改革の声が高まり、国立大学についてもその関連でさまざまな改革の論議が起こった。最初は民营化が取り沙汰され、やがて独立行政法人化の問題が起こってきた。国立大学協会は「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を組織し、短期間でまず民营化について国立大学協会としての意見をまとめた。この特別委員会の特徴は各分野の現役の教授を主体として組織したことにある。国立大学協会の組織としては異例のスピードで審議を進め、平成9年6月には『行財政改革の課題と国立大学の在り方』と題する報告書をまとめた。その結果かどうかは定かではないが、民营化の論議はしばし収まり、次いで独立行政法人化の声が高まってきた。委員会では独立行政法人化についても議論をしたが、何しろその内容が行政改革会議においてもほとんど定まっていなかったため、立ち入った議論とはならなかった。しかしイギリスの例を調査し、いわゆるエイジェンシーの内容はほぼつかめたと考えている。それをわが国に適用しようとした場合にどのような問題点があるかもほぼ把握することが出来た。

その後政権の交代があり、行財政改革の論議は当面省庁再編の問題として論議されてきた。しかし国立大学のあり方をめぐる論議は水面下で続けられており、特に国立大学への財政支出をめぐる私学との対比の中で論議されている。こうした事態の中で国立大学はどのように対処すべきかが問われている。現在の論議の中心は財政支出の問題に集中している。いかにして財政支出を削減できるかが

---

ほとんどすべてといってもよいのである。国立大学としてはそのような議論に対処すると同時にわが国の将来を展望する立場からさらに高次の考察を深めなければならない。財政支出の削減も重要ではあるが、さらに重要なのはわが国の将来を担う国民の教育であり、わが国の存亡をかけた学術研究の発展なのである。そのような立場にたつてここではわが国の国立大学のあるべき姿について私見を述べてみたい。

大学がはじめてヨーロッパで成立してから今日までの大学の機能を振り返ってみると、当初はヨーロッパにおけるキリスト教の教義の確立がその重要な使命であり、次いでそのための神学者の養成、医学の進展、国家の法制確立のための理論的整備などであり、そこからやがて官吏や教師の養成へと進み、啓蒙思想期を経て人文科学から自然科学のさまざまな学問分野を網羅する一大研究の拠点となって今日に至っている。大学は高度な学術の拠点として位置づけられ、同時に若者の教育を通じて国家社会の次の世代を養成する機関として位置づけられてきた。明治以降わが国で成立した大学もほぼ同様であり、第二次大戦に至るまで大学はわが国のリーダーを養成するという機能を果たしてきたのである。

第二次大戦の後わが国にはアメリカの影響下で多数の国立大学が設立され、同時に数多くの私立大学も設立され、現在では全体で500を越える数となっている。国立大学だけでも99校を数えるに至っている。このような状況のもとでは大学の卒業生がかつてのようなエリートであるということはありません。現在では同年齢の若者の40パーセント以上が大学に進学しているのである。こうした事態の中で大学は新しい課題を担わなければならなくなっている。それはかつてのような学術の先端を維持するという課題の他に大衆化した学生を教育するという課題で

---

ある。この問題について大学において教育を担当する教師の意識は必ずしも明確とはいえない。相変わらずかつての高度な学術を研究し、教育するという使命だけを念頭においている教師も多いからである。大学によって数には違いがあるが、現在各大学で用意されている講義やゼミナールに満足して学んでいる学生の数は1割から3割程度であろう。その他の学生達はどのようにしているのだろうか。彼らを学ぼうとしない怠け者の学生達と位置づけるのは教師の無知のためである。彼らは現在の大学が用意しているカリキュラムに満足できず、とはいえ大学を卒業しないと就職等に不利になるのでしかたなく、授業に出たり出なかつたりしてその日を過ごしているのである。このような学生達は現在のカリキュラムに満足できず、自分の生き方に合った何かを求めているのであるが、それには現在の大学教師の陣容では対応できないのである。教師が自らが育った学術の世界から離れて学生達の新しい生活のスタイルに目を向けなければ現在の学生の大多数の要望には応えられない。

私がかねてから一年次の学生に対してまず両親との関係、兄弟との関係、友人や教師との関係について書いて貰い、それを材料としてゼミナールの話題としてきた。学生達はこの話題に興味し、一人が発表している間も他の学生の発言が相次いで、「自分の家もそうだ」といった声が出るのである。確かにこのような試みはかつてなら一人一人が高等学校の段階で独力で行ってきたのであり、大学であえて行うべきことではないかも知れない。しかし現在ではどこの大学でも学生達はまず母親から解放されなければならないのであり、その現実を教師も見据えなければならないのである。それは一種の教養転換教育であり、そのようにして親から解放されてはじめて学問に目を向けることができるのである。現



---

在の学生達はさまざまな課題を抱えており、その中で自分らしい生き方を模索している。私が接触した学生の中には漫画家になりたいと考えている学生や、レーサー志望の学生や国連職員になりたいという学生などさまざまである。それらの学生の志望に綿密に対応できるシステムを現在のところ各大学はもっていない。この点が一つの問題点である。この問題については私はかつてのように教師が教壇から教える形での一般教育ではなく、学生一人一人の要望に即した指導の体制を作らなければならないと考えている。一橋大学ではゼミナール制が歴史をもっており、教師は最大でも15人以下の学生を指導しているから、かなりきめ細かい指導が出来る。そうでなければ心理学の南博先生のゼミナールから音楽家の山本コータロー氏は生まれなかったであろう。

現在国立大学は存亡の危機にたたされている。各大学が今後も国立大学として存続できるかどうかはかなり危うい状況にある。このような状況の中で大切なのは各大学の周囲からこの大学は廃止するなという声が高まってくることであり、そのためには地域との密接な関わりが大切となる。大学の使命は高度の学術の進展にあることはいうまでもないが、同時に国民の教育も大学の重要な課題なのであり、この二つが揃ってこそ大学なのである。現在後者の問題については生涯学習の機運が高まる中で各大学は努力しているところであるが、さらに根本的な視点が必要でないかと考えている。生涯学習は現在のようなある種の片手間で行うべきことではなく、大学を挙げて行わなければならない。大学院の重点化が進むと学部の教育が新しい段階を迎えることになる。専門のための基礎教育を行いつつも学部においてはリベラル・アーツ（教養）教育が主体となるであろう。その教養教育の内容が問題である。ここでは詳しく論ずることは出来ないが、かつ

---

てのような官僚の育成ではなく、文字や書物だけに重点をおいた教育でもなく、新しい教養教育においては身体を動かす手工業や農業、漁業、林業、演劇、音楽、スポーツ、ボランティア活動その他などへの展望をもった教育が行われなければならない。文字や書物から現場への回帰である。これらの分野と同時にこれまでの一般教育の社会、自然、人文の諸分野も具体的な事例のなかで実践科目として位置づけられねばならない。この教養教育は生涯学習の場として社会人と共に行えるように組織すべきである。これからの高齢化社会においては各人が学習の機会をもたなければならない。一つの教室に各年齢層の生徒が揃うことは新たに世代間の相互理解をもたらすだろうし、若者特有の諸問題を相対化する可能性ももっている。学部はこのようにして生涯学習の場として位置づけられねばならないのである。その意味では各国立大学が各県におかれていることは格好の事態であり、それぞれの大学が私学と協力して生涯学習の場として評価されるようになればわが国の地域文化の進展はすばらしいものとなるであろう。

このような形で生涯学習を実現するためには教師の意識が改革されねばならない。教師が相変わらずかつての高度な学術の研究と教育だけを使命と考えているようではこのような試みは成功しない。重要なのは学問の原点に戻って考えることである。学問の原点には「如何に生きるべきか」という問がある。この問は何歳になっても常に現実的な問であり、その問を具体的な分野において考察することによって解決してゆく道を探ることが生涯学習の機会なのである。例えば釣りを趣味とする人は釣りの歴史を探り、釣りの具体的な方法について世界的な展望のもとで学び、さらに釣り糸などが放置されるために生ずる環境の問題に目を開かされてゆくといった道も考えられる。山登りを趣味とする人も、植物採集を趣

---

味とする人も、あらゆる分野がここでは学問の対象となる。家族のあり方や高齢化の問題なども当然対象となる。ありとあらゆる分野が学問の対象となる。そのためには教師も従来の形で養成されるのではなく、現場で育った人が教師になる道も確保しておかなければならない。

このような生涯学習の場としての学部の再編成は大きな改革を必要とする。現在の大学人の多くはこのような改革に直ちに賛成するとは思われないが、現在わが国の大学をめぐる論議のなかでいちばん気になるのは何等の夢も希望もない形で大学のあるべき姿が論じられていることなのである。国民のための高等教育機関としての国立大学が国民から支持されるためには思い切った改革が絶対に必要なのであり、私案はそのためのたたき台に過ぎない。一般教書のなかでクリントンは21世紀にはアメリカの国民全体が大学教育を受けられるように財政面で配慮したいと語っている。わが国は世界稀にみる高齢化の段階に入っている。そのようなときに高齢者たちの生活に配慮するだけでなく、生きがいを考える必要がある。この世の楽しみは多いが、学ぶ楽しみに勝るものはないのであり、それを提供することが第一であろう。

アメリカの大学には一般教育の講義の中に「数学の苦手な人のための天文学」といった講義があり、人気を呼んでいる。これからの学部の講義はこのようにユーモアのあるものでなければならない。学問研究は楽しいものだという事をまず教師自身が身をもって示さなければならないのである。

大学院においてはこれまで以上に高度な学術の研究と教授が行われなければならない。そのためには大学院大学は世界的な展望のもとでの的確な大学を選んで設置されなければならないだろう。

---

## 2. 評価の問題

このことと関連して評価の問題がある。国立大学協会は1998年6月の総会で評価の委員会を設置することを決めた。現在審議が進行中であるが、この委員会はランキングのためのものではなく、各国立大学の問題点を指摘し、改善の勧告をすることを主とするものとなるであろう。国立大学のあり方をめぐってさまざまな意見が政界財界などで飛び交っている。しかし国立大学には学問の自由を守る義務があり、大学の自治を守らなければならないのである。その観点から国立大学のあり方はなによりもまず国立大学自身が決めなければならないのであり、そのためには国立大学は自らに対して厳しい態度で臨まなければならないのである。評価の委員会はそのために設置されたものであり、国立大学の良心を示す委員会ともいえる。

評価の問題は国立大学のあり方に深い関係があるが、それは研究のあり方と深く関わっている。現在科学技術に関しては莫大な予算がついており、科学研究費の金額も大きなものである。それらの研究の成果は必ずしも国民の前に明らかになっているわけではない。分厚い冊子の形で報告書は出されているが、それを国民に分かりやすく示しながら国民の税金が正しく使われているかどうかを明らかにするようなシステムは出来ていない。大学院における研究と教育に関しても十分な形での評価が望まれるのである。その意味では国立大学自身の評価活動は始まったばかりである。少なくともあと数年は国立大学自身の評価の結果を見て頂きたいと望んでいる。

# 事業報告

## ／諸会議議事要録／

### 第1常置委員会

日時 平成10年7月14日(火) 17:00～19:00

場所 東海倶楽部「霞の間」

出席者 阿部副会長

長尾委員長

久保, 古賀, 貴志, 赤岩, 岡本, 服部, 矢谷, 示村, 田中(成), 加茂, 立川,

横山, 田中(弘)各委員

田中, 中西, 黒川各専門委員

(文部省) 清水大学課長, 常盤大学改革推進室長, 合田法規係長

長尾委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

#### ◎ 大学の組織運営システムの改革について

委員長から次のように述べられた。

大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)が6月30日付で取りまとめ公表され, その後, 文部省大学審議会室長から各関係団体にこれに対する意見を求められ, 国大協も8月20日までに意見の提出を求められた。これについて国大協として意見をどのようにまとめるかは会長, 副会長の意向によろが, 本委員会としては, 「組織運営」に関する部分について, 本委員会の意見をまとめたうえで, 会長に提出することにした。

ついては, この原案をまとめるべくご意見をいただきたいが, お手許に, これまでに本委員会としてまとめた資料を配付した。一つは, 5月21日付大学審議会会長宛提出した「大学の組織運営システムの改革についての意見」であり, もう一つは, 「6月17日臨時第1常置委員会の意見のまとめ」である。このうち, 6月17日の「意

見のまとめ」は, 総会の議論を踏まえ, 総会2日目の6月17日午後, 急遽本委員会を開催して議論し, その結果を委員長の責任でまとめたものであり, 大学審議会の部会等に出席している学長方が会合で発言していただく際のご参考にいただいた。これらの結果, 「中間まとめ」には, 国大協の意見がかなり取り入れられて文章化されたものと思っている。

以上のように述べられたのち, 概ね次のような意見交換が行われた。

- 本日の臨時学長会議で, 学長, 学部長が教官人事の基本方針を編成できるようにしたほうがよいという議論があった。現状, 教官定員は学部, 学科に貼りついていて, それを変えるのは概算要求事項になっているかと思う。それを, 今度は, たとえば, A学部の数名の定員をB学部へ移すことが大学の判断で可能になるのかどうか。
- その点は, 「中間まとめ」の「国立大学については, 講座・学科目の編成について各大学の柔軟な設計や機動的な対応を可能とする方向で検討することが適当である」(69ページ,

- 「1)教育研究組織の柔軟な設計」) というのをどう解釈するかだと思ふ。
- 勿論、それは大学で合意をつくって概算要求すれば可能であろう。しかし、学部の壁が厚く、それがスムーズにいかない事情があるときに、そういう方向をエンカレッジするようなシステムがあれば学長としてはやりやすい。
  - 大学の判断で今の講座等の編成をもう少し弾力化できないかということについては、人員の増を伴うということであると難しいが、一定の範囲内でそれがどこまで可能か、今後財政当局と協議したい。
  - 「運営会議」について、第1常置委員会としては、その構成メンバーについては少し幅広く考えたいので、固定的に例示しない方がよいという意見であったが、「中間まとめ」ではここは元のままであった。これについては、副学長等を含めて制度化しようという企図が強いのかどうか。
  - 「運営会議」をめぐる部会の議論では、一つは、「運営会議」というのは、ステアリング・コミッティ（運営委員会）として考えるべきというのと、あくまでも学長補佐体制という形で考えるべきという議論があったが、「中間まとめ」の結論としては、「学長を中心とする全学的な運営体制の整備」ということを柱として明確にし、意見調整等を行うための補佐体制の一つの例示として「運営会議」を位置づけた。
  - 学長補佐体制が必要ということでは殆どすべての人が賛成されると思うが、補佐体制ということと会議体というのがなじむのかどうか。
  - 「運営会議」というものを大学の中にきち
- っとした形で設けるとなると、たとえば、その議事録をつくる必要が出てくるとか、情報公開法との関係でこれを公開する義務を負う可能性があり、そうなると、学長補佐の議論が自由にできるかどうか心配になる。それに対し補佐体制という形だけに留めておいたほうが、実質的ではないか。
- 企画立案にあたる場合と学内の意見調整にあたる場合とでは、かなりレベルの違う人が関係するようになると思う。大学によって事情は違うかもしれないが、たとえば、副学長、事務局局長が入るような会議というのは、部局長会議にほぼ拮抗するのではないか。そこで意見調整を行うというのは分かるが、企画立案となると、それぞれの分野で中堅、若手のエキスパートをお願いしたほうがよいかもしれない。
  - 規模の大きい大学では、部局長会議でも人数が多すぎて、その役割を果たせないところもあろうから、例示されている「運営会議」があったほうがよいと考えられるところもあると思われる。ただ、「運営会議」には、企画立案はなじまないと思う。企画立案は若い教官を中心とするのがよいのではないか。
  - 若い教官を「運営会議」の下につけるのはどうか。
  - それも一つの考えかもしれないが、やはり副学長、事務局局長は運営会議にはなじまないのではないか。
  - 東京大学には、学内措置として総長補佐制度がある。これは総長の下、各部局から1名ずつ計15名、主として若手教官で構成される会議体である。ここで、予めいろいろな問題について議論し全学委員会へ提出する原案づくりも行うが、この場合、問題によっては、

何人かの補佐に専門家の教官を加えたワーキング・グループに検討を依頼する。全学委員会へ提出する前に学内のコンセンサスの見通しを得るという意味で、補佐制度は企画立案のための組織として有効であると思う。

- 評議会などの場合、あることについて決めるとき、自分の選出母体の意を呈さなければならぬということがある。重要な問題であると、持ち帰って相談することになり機動性に欠ける。東京大学の補佐体制は各学部等から集まってくるが、基本的には選出母体をもってその意を呈するとか、利害を反映するとかということは無関係の会議である。職員組合や学生自治会との事前の調整もここで行う。補佐会議はそういう機能であると思う。名称にそれほどこだわる必要はないかもしれないが、「運営会議」というよりも、補佐「会議」とか「室」というほうが相応しいように思われる。
- 筑波大学には「学長、副学長会議」がある。これには、事務局長、企画調査室長（教授併任）がオブザーバーとして常時出席しているので、構成メンバーとしては例示された「運営会議」のそれと殆ど同じである。しかし、これはどちらかというステアリング・コミティである。その役割は、評議会に提出する課題を整理することにある。公式の会議であるので、毎月1回、評議会の報告と同様に印刷物として会議内容が公表される。これだけでは実際に学長を補佐できないので、学長に直結した「企画調査室」が別に設けられていて、ここが学長の指示をうけて調査を行い企画立案にあたる。そしてここでつくられた原案を「学長、副学長会議」にかけたうえで評議会に提出される。このように2階段ないと、

本当の意味での学長補佐は困難である。

- 「運営会議」というのは、従来の「部局長会議」と機能の面でオーバーラップしているように思うが、そのへんについて大学審議会で議論はなかったか。
- 「部局長会議」について、「評議会」との関わりで議論があった。現実には、部局長会議がどのような機能を果たしているかということについて、一つは、評議会に提出する内容を整理する場合の実質的調整の場であるということ、もう一つは、現実には事柄を実行していくうえで執行と審議の両方の機能を担っていくのだという意見である。また、制度論としてみた場合に、部局長会議と評議会をどういう役割を果たすものとして位置づけ、法令上書けるか、制度面での仕分けが全体としてそれぞれの機能を吸収した形で整理できるのか、却って、運営システムが複雑錯綜して99国立大学に共通するものたりうるものか、という議論があった。
- 相当数の大学で既に補佐体制がつくられており、それぞれ工夫し、多様性をもってやっていると思うので、委員会の意見のまとめのうえで、「各大学の創意工夫が十分に生かされる余地のあるような弾力的な提言とすべき」という趣旨の書き方でよろしいか。
- 行革会議のレポートの中であったか、「今の大学運営をスピーディにするため学長なり学部長に事後責任をもたせる」という趣旨のことが書かれてあったが、大学審議会での議論はどうか。
- 基本的には、全学的な運営体制について、「学長が審議機関の意見を聞きつつ」意思決定し執行していくということであり、これはまさに事前関与から事後チェックという仕組み

そのものである。部会での議論では、学長なり学部長の意思決定、執行したことについての責任をチェックする場をはっきりさせるべきという議論もあった。

- 慣行というか、歴史的状況の中でそれぞれの大学がそれぞれの方法をとってきた経緯がある。執行機関と審議機関を明確に区別して果たしてうまく動くのか不安がある。
- 法令上の解釈でいうと、学長、学部長は執行機関である。そこは評議会、教授会との相互関係の中でありようが規定されているということなのだと思う。それぞれの機能を法制度上明確化するというのは、たとえば、「重要事項」といった場合に、それが何の重要事項か不明である。そこを、たとえば学部と全学という関係で仕分けするという考え方でまとめられている。ただ、現実に運営していく場合、最終的にはそれぞれの審議機関が責任をもって決めることではあるが、ある部分では意見を聞き、またある部分では相互に意思疎通を図りつつ情報の共有をすることが大事と思う。
- 一定の重要事項について、教授会と学部が一体になって審議・運営していくという構造はこれからも同じだと思う。ただ、これまでは幅広い範囲にわたってそういうことが行われていたのではないか。そこを一度両者の機能を分解し、ある一定の事項については、執行機関を立てることによって整理し直すほうがより分かりやすくなることだと思う。
- 各機関の機能と所掌事項を明確化することの必要はそのとおりと思うが、大学で実際にもの事を決め、動かしていくのは教授会メンバーであり、評議会メンバーであるわけで、執行機関、審議機関という言葉が大学の場合

なじむのかどうか。勿論、法制度的な議論からいえば、執行機関と審議機関という位置づけということになるのであろうが、我々には却って分かりにくくなる。

- 「運営協議会」について、大学審議会ではその内容、具体的メンバーをどのように考えているのか。年間数回開催するというのであれば、県知事など多忙な職にある方に出席していただけないおそれがある。
- 「運営協議会」をあまりきちんとしすぎると、それぞれの置かれた状況によっては却って困ることになるのではないか。
- こういう会議の設置を義務づけるとすると、たとえば、学長があることをしようとすると、予めこの会議の意見を聞かねばならないという形にするか、単に意見を聞くためにかけるかによって、大学との関わり方が変わってくると思う。「中間まとめ」の記述からだけでは具体的なイメージが掴みにくいが、そこはどういうことになるのか。
- 「運営協議会」については、結局、大学のキャパシティによるのではないか。メンバーに大学関係者でない方、大学の事情をよく承知しない方から助言をいただいても、実態としては聞きっ放しに終わらないであろうか。今の大学のキャパシティでは当事者能力に欠けて形式に墮するおそれがある。
- 「運営協議会」というような、社会からの意見聴取、あるいは社会に対する責任ということは一般論としては否定できない。ただ、これを性急にやろうとすると難しい。大学の自律性との関連もある。未経験者の集まりである顧問会議が直ちに機能するわけではない。そのトランジエントをどうするか、時間をかけてどう育てていくかだと思う。



- 平成7年の大学審答申の中では、参与会の実質化ということから、参与と評議員の意見交換の場を設けてはどうか、大学運営の重要事項のうち一定のものについては必ず参与の意見を聞くことにしてはどうか、という提言があった。それを踏まえて、全体として、提案の「運営協議会」の内容をどう実質化していくか、そのため制度面でどこまで保証していくか、そのへんのご意見を伺いたい。
- 筑波大学の参与会は、学長が外部の有識者に意見を聞き、助言・勧告を基に必要に応じて評議会に議題を出すというものである。問題は、「運営協議会」ができた場合、制度的に評議会との関係でどういう位置づけになるのかということである。
- 本日の臨時学長会議での文部省の説明では、「運営協議会」は学長の諮問機関という位置づけであるということであった。
- “協議会”という名称の場合、何か関係者が対等の立場で議論して事を決めていくというようなニュアンスがあるが、「運営協議会」はそうではなくて、筑波大学の「参与会」と同じような大学に対して助言する機関であるという趣旨で、諮問機関であると答えたものである。
- 学長の諮問に対して、ということであると、逆に、諮問しない事項には協議会は何も言えないことになる。今回の「運営協議会」は諮問に対してだけでなく、教育研究全般に対して学長に助言・勧告ができる、そこが大きなポイントではないか。
- 法制化については、今の段階では答えにく

いかかもしれないが、どのあたりまで考えられているのか。

- それは今後の答申によるが、「中間まとめ」の段階で法律事項にあたると考えられるものであっても、たとえば、「評議会」一つとっても、私学の場合であれば、学校法人理事会との関係とかの問題もあり、全体を見渡しながら法整備をつめていかなければならない。具体的にどの法律をどうするかは今後の問題である。

- 法整備の問題は、いずれははっきりした段階で、国大協として意見なり要望を行う必要が出てくるかもしれない。今回は「中間まとめ」に対する意見をどう取りまとめるかということにある。「組織運営」の部分については、第1常置委員会の意見は不十分な点はあるものの「中間まとめ」にかなり反映されていると思う。むしろ、「組織運営」以外のところについてどう意見をまとめるかが問題ではないか。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

国大協として「中間まとめ」についての意見をまとめるについて、本委員会としては、「組織運営」関係について、前に作成した意見書と、本日いただいたご意見を踏まえて改めて意見をまとめたうえ会長に提出したい。それまでに、なおご意見があれば FAX 等で早急にお寄せ願うこととし、文章のまとめについては委員長に一任いただけないか。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2常置委員会

日時 平成10年9月30日(水) 14:00~16:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 杉岡委員長

山田, 小柳, 江崎, 宮田, 吉田, 板垣, 小川, 深谷, 山崎, 松尾, 辻野, 守屋, 北川, 奥田, 池田, 森満各委員

山極, 小嶋各専門委員

荒井臨時専門委員

(大学入試情報開示に関する検討小委員会) 安藤委員

(文部省) 大学課野家大学入試室長, 中野企画係長, 田中専門職員, 留学生課小椋課長補佐, 藤咲私費留学生係長

(大学入試センター) 廣重所長, 法月事業部長, 浅野事業第1課長

(日本国際教育協会) 武井事業部長

(説明者) 日野東京大学入試課長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 新たに委員に就任された宮田武雄茨城大学長の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 報告事項

#### (1) 文部省及び日本国際教育協会からの報告

(日本留学のための統一試験の改善について)

初めに, 文部省留学生課小椋課長補佐から次のように述べられた。

平成9年3月に, 留学生の入学選考の在り方に関する調査協力者会議から報告書「留学生の入学選考の改善方策について」が出され, その中で, 現行の私費外国人留学生統一試験の改善, 並びに新たな試験の開発の必要性が提言された。これをうけて, 本年6月, 日本国際教育協会に調査研究協力者会議を設置し, 新しい試験の開発について検討を始めた。これまでに行われた3回の審議状況等については日本国際教育協会から説明があると思うが, 文部省としては, 最近わが国への留学生の受入れ数が減少傾向にある中で, 新しい試験は留学生政策の重要な鍵を握るものと考えている。この問題について国

大協第2常置委員会におかれても積極的にご検討いただき, ご意見を賜りたい。

ついで, 日本国際教育協会武井事業部長から, 「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」におけるこれまでの審議状況等について, 配付資料に基づき概ね次のような説明があった。

#### ○ 入学選考の実状

※学部については「私費外国人留学生統一試験」を国立大84%, 公立大69%, 私立大20%が利用し, また, 「日本語能力試験」を国立大84%, 公立大72%, 私立大45%が利用しているが, これらの試験のみで合否判定している大学は僅かであり, 大学独自の試験(学科, 面接, 論文等)との併用(評価割合5:5)が大勢である。

※大学院については, 書類選考は僅かであり, 大学独自の専門科目・外国語等の試験と口頭・口述試験によるものが殆どである。独自の日本語又は日本語能力試験等を課しているのは僅かである。

#### ○ 試験の基本的な考え方

〈選考に関する考え方〉については, 日本の高等教育の国際協力の観点が必要, そのうえで,

入口のハードルを緩めて書類選考やAO（アドミッション・オフィサー）入試などが考えられないか、大学の理解ということが重要であり大学の主体的な新試験への参加がポイントであろう、多様化する入試に対応する新しい留学生試験を考えるべき、といった意見。また、学力に優れた者だけでなく多様な資質の留学生を受入れるべき、わが国の国際的役割という側面も考慮すべきである、という意見があった。これに対し、入学者選考については従来わが国特有の考え方があり統一的な試験について教官の理解を得にくい、現状のシステムが決定的にうまくいっていないわけではないのに、渡日前の入学決定や新しいシステムを考えるのは大学としては難しい、という意見もあった。

〈渡日前入学選考（書類選考）〉については、渡日前に入学を決められるのは最も望ましい形と考えられる、その例として米国のTOEFLとAO入試との組合せなどの方法のほか、将来的には高校段階での国際的な評価基準の活用などの提案があった。一方、渡日前の入学許可は、現在のわが国の大学のシステム、入試文化の問題から難しいが、そこを円滑に進めていくにはどのような試験が必要か、大学側から積極的な意見がほしい、という意見も出された。

#### ○ どのような試験にするか

〈日本語能力〉については、日本語がどの程度必要かは専門分野によっても、学部と大学院とでも大きく違うので相対的に日本語能力を捉えていく必要があり、標準化された日本語の能力試験があればよいという意見。現地で日本語を学んだ人を留学生として迎えるシステムをつくるべきという意見。渡日前の日本語能力は問わず入学後大学が教育を行ってはどうか、という意見もあった。

〈学力〉については、学部留学生の70%は私立大学で受入れているが、統一試験の利用は20%に留まっている。センター試験は学習指導要領に準拠して問題がつけられているが、留学生の試験では異なる学習背景をもつ留学生に共通の学力ベースを求めることは難しいのではないかと、という指摘があった。

〈新試験の位置づけ〉については、新試験を選抜試験として使うのか、それとも学力の資格試験として使うのか明確にすべきという議論があった。

#### ○ 新試験の実施体制

新試験については、試験の開発、海外での実施、また、年複数回実施するとした場合、それを可能とする財政的裏付けと実施機関の整備の必要性が指摘された。

以上の説明があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日は、他に協議事項もあるので、ただいまのご説明についてのご意見は後日、FAX等でお寄せいただき、それを次回の協力者会議に報告するという扱いにさせていただきます。

#### (2) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から次のように述べられた。

平成11年度大学入試センター試験の願書受付は10月9日(金)から始まる。平成10年度は、出願者数がセンター試験が始まって以来初めて対前年度を下回り約2,700人減った。平成11年度も減少が続くかどうか予測困難だが、おおむね60万人規模を想定している。志願者数は11月中旬に公表するが、確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

次は、センター試験の「試験時間割」に関する検討状況のご報告である。センター試験の試

験時間割は、新教育課程に基づき出題することになった平成9年度から現行の時間割で実施されるようになったが、その際、従来より出題教科科目数が増加したため、理科についてはこれまでと同じ3コマの時間割を組むことが難しくなり、2コマということになった。このため、理科が科目によって選択が不可能になって、大学教育に悪い影響を及ぼしているというご指摘がある。そこで、これの改善策について当センターで検討を加えてきたが、このほど具体的な検討案をまとめたので、ご説明し、ご意見を伺いたい。

(センター試験の理科において「生物・物理」の2科目の組合せ受験が可能となる方法について)

引続き、法月事業部長から、「生物・物理」の2科目の組合せ受験が可能となる方法について、配付資料に基づき各案(A案～F案)のそれぞれの考え方及び問題点等について説明があった。

各案の考え方については次のとおりである。

A案：第1日目、第2日目の試験科目を組み替える。第2日目の4コマを5コマに増やし、新たに理科の3コマ目(生物)に配置する。昼食休憩時間を短縮(90分→80分)する。

B案：A案の試験開始時刻を30分早める。  
(10時→9時30分)

C案：A案、B案の各休憩時間を5分ずつ短縮する。(50分→45分)

D案：理科①、②を1コマとし、休憩(10分)を挟んで前半と後半に分ける。1科目受験者は前半で退室させる。

E案：理科①、②を連続した1コマの時間とするとともに、現在の試験時間(60分+

60分)120分を90分に短縮し、1科目受験者、2科目受験者いずれもこの試験時間内で解答させる。

F案：予め受験科目を登録させ、1科目受験者と2科目受験者の試験室を分けて受験させる。

大学入試センターからの説明について、次のような意見交換があった。

- 各科目の試験時間を減らすことでこの問題に対応できないか。たとえば、現行80分の「英語」と「国語」を70分に、それ以外の60科目を50分というように、10分程度縮めることはできないものか。
  - かつて「理科」が3コマで行われていたとき、2科目組合せの受験で最も多かったのは「物理・化学」であり、ついで多かったのが「生物・化学」の組合せであった。この組合せは今でも可能である。従来「生物・物理」及び「地学・化学」の組合せ受験は極端に少なく、これが「理科」が2コマに減った際(平成9年度)にこの組合せ受験ができなくなった最大の理由である。それを「生物」のためにコマ数を増やすことにすると、他の科目についても考えなくてよいのか、ということに問題が発展してこないだろうか。
  - センターとしては、「生物・物理」の組合せ受験を可能とする枠をつくることについて、その必要性が関係者の間で基本的に了解が得られないと容易に実施に踏み切れない。
  - 学部等の性格上、高校で必ず履修してきてほしい科目については、各大学が横並びで履修科目指定制度をとることも考えてよいのではないか。また、必要な科目は個別学力検査で課すことが必要ではないか。
- 以上のような意見交換ののち、委員長から次

のように述べられ、了承された。

この問題は技術的問題に留まらない入試の根幹に関わる内容を含んでいるので、次回までに少し考え方を整理し、改めてご議論いただくことにしたい。なお、考え方を整理するについて、小嶋、山極両専門委員にご協力をお願いしたい。

(平成13年度大学入試センター試験及び個別学力検査に伴う業務処理日程について)

法月事業部長から、配付資料に基づき次のような説明があった。

センター試験は、例年1月第3週の土曜日及び日曜日に実施しているが、平成13年度は暦の上で最も遅い1月20日(土)、21日(日)ということになる。これに伴って、これ以下の業務処理日程が繰り下がるが、センターの業務処理との関係で、平成12年度に比べて、第2次試験の出願期間を1日、各大学への成績提供を3日間、それぞれ短縮する案とせざるを得なかった。なお、この日程案による試験実施が可能かどうか前以て各大学にお尋ねしたところ、概ね可能であるとのこと返事をいただいた。

センター試験を1月第3週としているのは、高校長協会からの強い要望があることから平成9年度以降実施してきているところである。13年度入試については、各大学に特にご負担をおかけすることになるが、この日程案によることについてご理解を賜りたい。

〔議 事〕

## 1. 「平成11年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」(案)について

初めに委員長から、「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成11年度版の原案を作成したので、ご審議いただきたい旨述

べられた。

ついで、原案作成に関わった東京大学の日野入試課長から、前年度と基本的には変更なく、公立大学のA日程試験及びB日程試験が廃止されたことに伴う修正のほかは暦による日付及び曜日の変更程度である旨述べられたのち、原案の変更点について説明があった。

ついで、委員長から同案について諮った結果、特に異議なく承認された。

## 2. 「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目」(案)について

委員長から次のように諮られた。

去る6月総会において、平成12年度入学者選抜については「分離分割」入試を踏襲することが了承されたので、これに従って、その後本委員会として平成12年度入学者選抜についての実施要領、実施細目の原案を作成し、これを各大学に送付しご意見を伺った。その結果、①筑波大学から、「『実施細目』(案)のⅠ推薦入学に関する事項(4)の表記を文部省の「実施要項」の表記と同一にした方がよいのではないか」という意見、また②岐阜大学から、農学部の要望として、「今後、『前期日程』試験に係る『追加合格者』の決定業務を前期日程入学手続締切期日の翌日から実施できるよう検討してほしい」というご希望が寄せられたので、この取扱いについてお諮りしたい。

ついで審議が行われた結果、①については、文部省の実施要項は国公立大学を含む表記であるが、国大協の「実施要領・実施細目」は国立大学限りを対象としているため、若干表記を異にしているものであり、ここの表記はこのままとする、②については、後期日程の合格者発表、入学手続締切期日等の繰り下げ変更を伴う

ことであり、現行の試験日程上実施困難である旨それぞれの大学にご了解願うこととし、原案どおり理事会及び総会に提案することとした。

ついで、委員長から次のように述べられた。

新聞報道等でご承知かと思うが、いわゆるアドミッション・オフィス入試と呼ばれる新たな入学者選考の平成12年度導入を図り、東北大学、筑波大学、九州大学の3大学から入試業務を専門に扱うアドミッション・センター（仮称）の平成11年度概算要求が行われている。このアドミッション・オフィス入試の具体的な実施内容等は現在それぞれの大学で検討中であること、また、現時点で一定の枠をはめることは、自由な発想で導入する新たな選考方法の芽を摘むことになりかねないことから、当面、入学者選抜についての実施要領・実施細目にとらわれずに実施するのが適当と思われるので、ご了承いただきたい。

### 3. 大学入試の情報開示の問題について

初めに、委員長から次のように述べられた。

大学入試の情報開示の問題については、予て本委員会の下に「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設置し検討を重ねてきたが、このほど、これまでの検討結果を「大学入試情報開示に関する基本的な考え方」として取りまとめたので、ご審議いただきたい。

ついで同小委員会の安藤委員から、入試情報開示の問題について検討を始めるに至った経過の説明に続き、「大学入試情報開示に関する基本的な考え方」について、配付資料に基づき概ね次のような説明があった。

情報公開というのは、情報公開法とか自治体の情報公開条例によって与えられる情報公開請求権を行使して国民、住民が自分の見たい知り

たい情報に関係行政機関に公開請求することをいう。請求を受けた行政機関は法に従って公開すべき情報か、あるいは非公開とすべき情報なのか判断し、公開・非公開を決定する。通常はある人が情報公開法に基づき情報公開を請求する場合、それについて同じ関心をもつ人はそれほど多くはない。ところが、入試情報については一つの情報について多くの学生が関心をもつ。そういう点で、入試情報は他の一般行政情報とは異なるので、入試情報をすべて他の行政情報と同様に情報公開法によって本人が公開請求して得るとするのは妥当ではないと考えた。大学の方からしても多数の学生から公開請求を受けて、その都度扱いを判断しなければならないということになると困るという事情もある。そこで、小委員会として考えたことは、一つは、大学入試情報のうち自主的に公にできる情報は請求がある前に大学自ら積極的に開示(情報提供)すべきではないかということ、二番目は、情報公開法を基準にして考えるべき情報である。これは、情報提供の形で公にするほどの必要はないが情報公開法に基づく請求があれば開示する情報と、同時に、情報公開請求があっても公開すべきでない情報であろう。三番目は、本人の利益確保の観点から入試情報についても本人開示の視点を取り入れるべきということである。情報公開法は行政機関がもつ情報は原則公開としながら、個人情報(プライベート情報)など一定の情報については請求があっても例外的に開示しないことになっている。通常、情報公開法による情報の公開・非公開というのは、請求者が誰であろうと公開すべきものは公開し、公開しないものは公開しないという建前になっている。したがって、個人情報についていうと、第三者がこれを請求した場合に断わるのは当然

だが、本人が自身の情報を請求した場合にも公開できないということになる。ところが、本人の利益を図るという意味では、それでは困るということで、本人にみせるべき（個人情報の本人開示制度）という考え方が法律専門家の間で段々支配的になりつつある。個人情報の本人開示ということで特に論議が盛んなのは医療・診療情報（たとえばカルテ）、教育情報であり、高校以下の教育現場では内申書・指導要録の開示といったことが関わってくる。

以上、入試情報の開示については、○情報提供、○情報公開、○個人情報の本人開示、という三つの方法が考えられ、それぞれの方法に応じて開示すべき情報を分類した。合わせて、大学入試センター試験の成績の開示について検討し、これまでの方針を見直して本人開示とするとともに、できれば、個別学力試験出願前に本人開示ができるようにすることが入試情報開示の一環として前向きに検討されるべきという考えを示した。

以上のような総括的説明に続いて、分類に基づく具体的な開示・不開示情報の内容について説明があった。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 全体的な組み立てはこれでよいと思うが、これは海外からの日本留学生にもあてはめるのか。また、試験問題・正解、採点・評価基準等を実際にどういう方法で提供するのか。それから個人情報の本人不開示というのは項目によって理由がそれぞれ違うと思われるが、各大学の意見調整が必要にならないか。また、センター試験の本人開示については、その方向さえ確認すれば、あとは技術的な問題のように思われるが、このあたりはどう考えられているか。

○ 留学生についても当然開示の対象に含まれる。試験問題等の公表については、今も行われているように、マスコミを通じてということでもよいのではないか。また、採点・評価基準、合否判定基準等については、たとえば募集要項に含めることはできないか。それから、本人に対して開示できない個人情報としては、今のところ、①調査書の「指導上参考となる諸事項」および「備考」欄の記載内容、②答案、③推薦書、の3つを考えている。①については、学科成績とか、出席・欠席日数等は公表されなければならないが、評価的なものを開示することになると、書きにくくなるというばかりでなく、公になることで教師と生徒、生徒の保護者との間の信頼感を損ねるおそれがあるので、公表しなくてよいことになっている。②については、公的試験制度は司法試験をはじめ沢山あるが、昨今これらの開示は進んできていて、たとえば、不合格者に対して、不合格者の中のどの位置にあったかという程度までは開示されているようなので、大学入試情報についても、少なくともその位までは考えなければならないのではないか。ただ、答案そのものの開示というのは、その域をはみ出すと思われ、また、他の公的試験制度とある程度足並を揃える必要があるように思う。③については、調査書と同じ考え方に立っている。

○ 「基本的な考え方」に示された「不開示情報」は、求められても開示しないということなのか。それとも、絶対に出してはいけないという意味もあるのか。

○ 基本的に、不開示情報というのは、開示しないことができるというものである。ただし、大学の判断で何でも自由にそうできるという

ものではなく、そこは微妙である。開示してはならないということではない。

- たとえば、入試委員会の合否判定の経過の記録については、不開示情報の部分を除いては開示すべきという考えか。
- 基本的にはそうである。たとえば、何月何日に合否判定会議を行い、出席者が何人で、判定の結果、何人を合格者としたといったことは開示情報に入る。経過も非開示情報のプライバシー情報のほか、行政運営情報（それを公にするとその後の行政機関の仕事が困難になる）については開示しなくてよいが、それ以外は開示されるべきであろう。
- 推薦入学生の入学後の成績を推薦高校長に通知することを行っているが、これは個人情報の保護ということから問題になろうか。
- それは、公益上正当な理由があるということで、越えられるのではないか。
- 入試情報開示の問題は国立大学だけの問題ではないと思う。私立大学との意見調整は必要ないか。
- それは国大協の問題であり、小委員会としては特に検討していない。
- 今後つくられる「ガイドライン」はどの程度拘束力があるのか。
- 「ガイドライン」は国大協として国立大学の入試情報開示についての大枠を示すものであって、あとは学長の責任で各大学が判断され行っていただくことと思う。
- 情報公開法に基づく請求に応じて開示すべき情報の一つとして、入試関係の「議事録」が挙げられるが、ここにいう「議事録」は「議事要旨」と考えてよいか。
- 詳細な記録ということではなければならないということではない。各大学それぞれのやり

方をされていると思う。当該大学がまとめたものということであり、要旨の形をとっているのであれば、それはそれで結構である。

- 合否判定で、得点を何点で切るといったことは意思形成過程情報の範疇に入るものか。そうであるなら、これは開示しなくてよいと理解してよろしいか。
- 意思形成過程情報というのは、通常、最終決定する以前の段階で、たとえばA案、B案、C案などいろいろな案が出て、これらをどういう具合に最終的にまとめたかというような場合をいい、合格得点を何点で切ったというのは意思形成過程には当たらないであろう。
- 本人の請求によって開示した成績について、本人からこんなはずはないと言ってきた場合、それに対し大学は法令上答える義務は負わないか。
- 本人が自分としてはもっと得点をとっているはずだとクレームがあった場合、大学はそれに対応する何らかの機関をつくって審査することが必要になろう。
- 情報の具体的な開示の仕方が問題になるのではないか。書面だけではよく分からないので直接説明することを求められるケースが出てくるように思う。それに大学側はどういうスタンスをとればよいのか。
- 公立大学は設置者である自治体が個人情報保護条例をもっているところがある。個人情報保護条例の個人情報を他人にみせてはならないということと同時に、個人情報の本人開示ということも明記されているので、試験成績の結果を受験者本人に知らせることをやっている。
- 今後、センター試験の受験者本人からその



成績の開示が求められた場合、それに応じることになるのか。

- 本人から請求があれば、試験終了後、センター試験を含めて成績（得点）を開示すべきではないかと考える。
- 本人が自分の成績をコピーしたいと申出てきた場合、認めるのか。
- 開示の具体的実施方法は検討しなければならないが、既に実施している公立大学の場合、コピーは認めていない。調査した例では、4月1日から1ヵ月間、本人に限り、直接大学に来て、その場で閲覧するというやり方をとっていた。
- 受験生からのクレームの扱いを考える必要があると思う。おそらくクレームの大部分は本人の錯誤と思うが、大学側に絶対間違いがないとは断言できない。きちんと処理するということはしいてはシステムに対する信頼ということとも関係するので、どこかの段階で対応する必要があるだろう。
- 本人開示ということが悪用される可能性がないとはいえない。センター試験と第2次試験の成績を一人一人が開示請求して、それを

高校なり予備校が集めると、個別の大学の合否判定の資料がほぼ再現できるということもある。そういう可能性も覚悟しておく必要がある。

- いろいろ制約があって困難なことはわかるが、センター試験の成績はできれば第2次試験の出願前に本人に知らせてやりたい。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

小委員会で取りまとめた「入試情報開示に関する基本的な考え方」については基本的にお認めいただけたと理解するが、本委員会終了後、引続き小委員会を開催し、本日いただいたご意見をも踏まえて最終的に取りまとめた。そして、これを委員長名をもって各大学長宛送付しご意見を求めることとしたい。

なお、今後、各大学からお寄せいただいたご意見を踏まえ、国立大学の入試情報に関するガイドラインを作成し来年6月総会にこれを提出できるようにしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、次回を10月23日午後4時半から開催することを決めて閉会した。

## 第7常置委員会

日時 平成10年7月3日(金) 13:30~15:45

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸山委員長

丹保, 久保, 有山, 吉田, 廣田, 佐藤, 山下, 小澤, 木村, 溝上, 江口各委員

小山, 藤野各専門委員

丸山委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員となられ、前回(6月2日)出席できなかった木村光佑京都工芸繊維大学長を改めて紹介したのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 公務員倫理法について

委員長から、前回の委員会で、この問題に関する要望書(案)についてご検討をいただき、その原案を6月5日の理事会にお諮りし、ご審議いただいた結果、最終原案及び提出時期のタイミング等につき会長、両副会長並びに第7常置委員会委員長に一任することで承認された。これを受けて、四者で協議し、先の総会に出したものが、本日お配りした要望書である。ただ、この要望書が当初原案と異なっている点は、当初原案の最終行に記述されていた、「したがって、……への準用は避けていただきたい。」との文言を削除したことである。これは、文部省との折衝も踏まえ、かつ、会長、両副会長とも相談のうえ、そのような措置をさせていただいたとの説明ののち、委員長が国大協を代表して6月15日に文部省佐藤事務次官と面談し、要望書を提出した旨、報告があった。

ついで、委員長から、国立大学教官に対して、このような厳しい状況が課せられる背景として、以前に、文部省と人事院とで、この倫理問

題に関する話し合いが持たれたようであり、その際に人事院から厳しい対応を求められた経緯があったようである。いずれにせよ今国会では、継続審議となったが、年末か来年早々には法案が成立するものと思われる。それで、この国家公務員倫理法(案)に関する問題点について、各委員から今までに出された意見をお手元に配付した資料のように纏めてみた。

この事柄については、要望書のような一般論ではなく、ある程度具体的な中身に触れたものとなっている。これは、法案が成立すると同時に文部省令ないし訓令の策定作業が開始され来年6月頃までに纏められたうえ、施行される運びとなる。その意味では、文部省において訓令の策定作業が行われるであろう時期を見計らって、次期委員長が文部省人事課長とお会いいただき、ここに挙げた二点、①「職員の職務に利害関係を有する者」の範囲、及び②「人的役務に対する報酬」の範囲)に関して、文部省訓令の中に入れて貰うよう同課長と改めて話し合いをすることになっている。ただ、この要望に対し、文部省としては最大限尊重したいが、人事院の姿勢もあり、その様になるとは限らないとも言われている旨、説明があり、若干の意見交換が行われたのち、委員長から、この倫理法案については先に述べたように継続審議となり次の国会で成立したとしても訓令作成まで多少時間的余裕もあるかと思われるので、この間において、

いま挙げた二点も含め、再検討願うとともに文部省とも十分折衝していただきたい旨述べられた。

## 2. 情報公開法について

委員長から、この法案も継続審議となり、ある意味では一抹の安堵を感ずるところであるが、いずれかの時期には施行されることになると思われる。

この件については、本委員会で審議を重ね、その結果を去る6月16日、17日の国大協総会で資料とともに説明し、秋の国大協総会までに各大学においてこの問題を検討くださるようお願いしたとの報告があった。

ついで、これに関連し、2点ほど報告をしたい。その一点は、病院関係の情報公開法への対応について、国立大学医学部附属病院長会議（議長：大阪大学附属病院長）に検討方要請をしていたところであるが、同会議の中にある常置委員会委員長の千葉大学医学部附属病院長である山浦教授から、現時点での同問題に関する進行状況について報告があった。それは、同会議独自にアンケート調査等を行い中間まとめの作業をしている段階で、もう暫くお待ち願いたいとのことである。また一方、厚生省の国立病院においても同様に独自の検討がされているようで、いずれは大学病院と厚生省病院で共通のガイドラインを作成する方向で進めたい意向のようである。ついては、この病院関係のガイドライン作成にあたり、出来得れば本委員会メンバーの医科系の学長に協力願ひ、担当窓口になっていただきたい、是非ご検討願ひたい。

また、二点目としては、入試関係であるが、これは第2常置委員会の下にある入試情報小委員会、この問題を検討しているところである。

その第1回会合が総会2日目（6月17日）の午後に開催され、第2常置委員会委員長からの要請もあり同委員会に出席した。

その際、第7常置委員会委員長として、提案した骨子としては入試における色々な問題のうち、その開示にあたり、問題点となるような事柄をピックアップして、例えば、採点の方法、最低点での合否の選考基準等を洗い出すなど数項目に及ぶかも知れないが、それら問題への対処方法等も含め、各大学の現状調査を行い、それらデータを基に議論を進めていただければ幸いである。この法案成立後、施行までの間、1年ないし2年の準備期間があると思われるので、この間に、各大学で社会に対して開示・不開示における基本的なアカウンタビリティを持ちうるものを作っておくことが重要であると申し上げた。同委員会には、大変な作業をお願いし恐縮しているが、さらに検討をしていただけることになっている旨報告があり、最終的には、この問題について、本委員会が責任を持つことになるので、病院関係と同様にどなたかが入試情報小委員会にも出ていただき情報交換をしていただくとともに、本委員会から、どなたかにその担当窓口になっていただきたく、併せてご検討願ひたいとの発言があった。

引き続き意見交換が行われ、情報公開法は単にその域にとどまるだけでなく倫理法とも関わる側面がある。さらに、大学における先の二点以外にも芸術、建築、教育系等においても様々な問題があるようであり、これら全体を含めた新たな議論が必要との意見が大勢を占めたことに伴い、委員長から、この問題を具体的に検討するため常務理事会の承認を得たうえで、本委員会の下に情報公開に関する小委員会（任期2

年)を設置するとともに、同委員会構成員として5～6名の範囲内で専門委員の教員等を選考することとし、その人選に当たっては、木村委員(京都工芸繊維大学長)にお願いしたい旨諮られた承された。

### 3. 助手問題について

委員長から、この問題については丹保委員を中心として、約1年半近くにおよび検討されて来た。これは第7常置委員会が主体であるが、第1常置委員会及び第4常置委員会にも関わる問題でもある。いずれはこの3者による合同会議を開催すべく日程調整等もしてきた。しかし、それぞれの委員会で抱えている問題もあり、調整が難しい状況にある。

ただ、梶井第4常置委員長からは本委員会でのその後の検討状況について情報をいただきたいとの申し出は受けているが、いずれにせよ3者合同会議が近い時期に開催されるものと思われる旨述べられたのち、この問題について中心的役割をしていただいている丹保委員から今までの経過も踏まえ、同委員が作成した資料をもとにご説明願いたい旨発言があった。

ついで、同委員から、昨年12月3日に第1、第4、第7常置委員会の代表者である各委員長及び2名の各委員並びに私も加わり、3者合同会議を持った。その際に、本日お配りした資料とほぼ同じようなものを用意し、意見交換を行った。それがお手元にお配りした資料(1998.7.3)であり、これをもとに説明をさせていただきたい。

同資料の最終ページの部分が当日の意見交換後、丸山委員長と私とで纏め、第7常置委員会でこのようなことで作業を進めたいとの意向を席上で述べた纏めでもある。

意見の大勢としては、PD・DCのフェロー制度が拡充され現在約8千数百人に及んでいる現状から見て、助手制度の抜本的改善も踏まえた現実的な方策を探っていくことが重要との認識に立って、現在の助手の位置づけを転換させることをも含んだ視野で議論していただきたいとの話であった。

その際の議論として、この助手問題は新制大学発足時に議論しておくべきだったとの意見がある一方、ある意味では今の時期だからこそ議論すべきとの現実論もあった。

いずれにせよ助手を他のシステムに転換すること、即ち上位のポスト(講師)に転換させることを念頭に議論を始めてもよいのではないかと言う議論である。しかし、ここで問題となるのは教務職員の問題に関わって来ることである。技術職員の処遇改善については、一応決着したが、次はこの問題が残る。第4常置委員会としても今後の課題として検討されることになるが、これらの動きも見ながらタイミング等状況も見計らいつつ考えて行く必要もある。ただ、この教務職員の定員は、いろいろな意味で現実的に活用されている面があり、慎重に見極めながら対処して行きたいとのことであった。

結果としては、助手を縮減廃止して講師に振替えることは厳しいところであるが、俸給表の立て方を検討することによって、講師・助手の給与の一本化等、即ち、教育職(一)の体系を変え得るような議論も必要ではないかとの意見もあった。また、その際に、前第1常置委員会委員長から、大学の組織運営のあり方について大学審議会等で審議され、それがいずれ法制化の方向に進むことも踏まえて、これら問題に関し、大学の転換期における教官組織についても国立大学としては国大協においても検討してい

なければならない課題であるということであった。これが当日の3委員会各代表者との会合における概ねの議論であったが、最終的な申し合わせとしては、先に述べたとおり助手を廃止し、講師に転換する方向での検討を第7常置委員会に付託することで合意がなされた旨、その内容説明があったのち、同委員から、配付資料の全文案の朗読があり、それに対する若干の質疑応答が行われた。

引き続き委員長から、この問題は複雑多岐にわたるとともに時間も要することであり、また、実態調査等も含めた議論も必要と思われるので、次回、さらに検討して行くこととしたい旨述べられた。

#### 4. 委員長の交代について

丸山委員長から委員長の交代について、次の

ように諮られた。

委員の方々のご協力を得て委員長を務めさせていただいたが、7月末日で学長任期満了により退任することになった。ついては、次期委員長の選出をお願いしたいが、本委員会の慣例により後任委員長を指名のうえ、ご審議願うことになっている旨述べられた。

ついで、同委員長から丹保委員を次期委員長に推挙したい旨発言があり、協議の結果、異議なく承認された。

なお、新委員長就任日は7月4日付とすることとした。

引き続き丸山委員長から、退任にあたり委員各位の今までのご支援ご協力に対し感謝の意が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第7常置委員会

日時 平成10年8月26日(水) 13:30~15:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 丹保委員長

久保、磯野、有山、吉田、廣田、時澤、佐藤、山下、木村、小坂、細川、江口各委員

小山、藤野、六本、西村各専門委員

丹保委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち新委員長から就任挨拶があったのち、8月1日付をもって、新たに委員として出席された磯野可一千葉大学長及び専門委員の西村俊道北海道大学事務局長の紹介があった。

ついで、同委員長から丸山前委員長からの引き継ぎ案件もさることながら、西澤元東北大学長が本委員会の委員長であった時代から議論されていた「科学研究費の配分と評価」の問題が2年間中断されたままであり、緊急案件である

情報公開法、倫理法案の動きも見つ、いずれ本委員会において議論し、まとめて行かなければならないと思っている旨述べられたのち、本日は前回(7月3日)の議論も踏まえ、役割分担等も相談しながら議事を進めて行きたいとの発言があり、議事に入った。

〔議事〕

#### 1. 情報公開法について

委員長から、前回の委員会で、この問題に関

するご議論をいただいたところであるが、本日はそれを受けて幾つかの案件をお諮りしたい旨述べられた。

その一つは、病院関係の不開示情報項目に係る検討を国立大学医学部附属病院長会議にお願いした。もう一方、入試情報関係についても第2常置委員会にお願いし、その下にある入試情報小委員会で検討されている。これらは、それぞれ特殊性もあり、その立場にある方々の専門的観点からご検討願うのが最良との判断からご依頼したものである。

なお、6月開催の入試情報小委員会に丸山前委員長も出席され意見交換を行ったとのことであり、また、同小委員会が8月24日に開催され話も進んでいるようである。

最終的には、これら検討結果の報告を本委員会にいただき、大学全体の情報公開に関する扱いの一連の中に組み込んで作業を進めて行くことになる。本委員会がそのまとめの役割をすることになる旨説明があったのち、委員長から前回の会合でご相談した病院・入試関係における連絡調整等も含めたそれぞれの窓口担当者2名をお決めいただくことと、この問題は大学への影響も大きいことから本委員会だけでは検討しきれない面もあり、「情報公開法に関する小委員会」を本委員会の下に設置し、情報関係を担当する本委員会の委員、さらに内外も含めて専門的な先生方に加わっていただくような人員構成で進めていきたいとの提言があり、この二点についてお諮りしたい旨述べられ、協議の結果、次のとおり了承された。

1) 情報公開法に関する役割分担について

①情報公開法に関する世話担当：佐藤委員（静岡大学長）、磯野委員（千葉大学長）

②病院長会議との連絡担当：磯野委員（千葉

大学長）、小坂委員（岡山大学長）

③第2常置（入試情報関係）との連絡担当：時澤委員（富山大学長）、広大1名

なお、情報公開関係については、佐藤委員が中心となっただき、入試担当のもう1名は、広島大学岡東委員辞任申し出に伴う後任の委員を同大学から推薦願うこととし、丹保委員長と原田広島大学長とで相談のうえ、決めることとした。

2) 情報公開法に関する小委員会の設置について

この小委員会を設置するにあたり、委員構成メンバーを10人前後とし、本委員会から丹保委員長、磯野委員、佐藤委員、小坂委員、西村専門委員（北海道大学事務局長）、伊藤事務局長に参加願ひ、さらに専門家として東京大学法学部小早川光郎教授に委員（同小委員会設置後）の受諾可否の意向を打診するとともに、あと2名程度の専門委員を委嘱し、その人選については委員長に一任することとした。なお、本件は10月開催の常務理事会に提案することとした。

引き続き委員長から、情報公開法は単にその域にとどまるだけでなく倫理法とも関わる側面がある。この倫理法も先の国会で継続審議となったが、この問題の動きも見計らいつつ、対処して行かねばならない。その意味では文部省との折衝及び情報収集等も必要になると思われる。そのための迅速な対応と3～4名程度による緊急時の検討体制を整えておきたいとの発言があり、倫理法に関する役割分担を磯野委員（千葉大学長）、有山委員（電気通信大学長）、小山専門委員（東北大学副学長）、木村委員（京都工芸繊維大学長）の4名の方をお願いしたい旨述べ

べられ、了承された。

ついで、委員長から、去る6月16日～17日に開催された国大協総会において丸山前委員長から「情報公開法」に関する国立大学の対応について、関連資料を配付し、かつ各学長にもその席上でご説明のうえ、後日その検討結果をお知らせ願いたいとのお願いをしたところであるが、その後、数大学から提出期日及び回答書式等も含めどのような形で回答したらよいかとの照会があったやに聞いている。ついては、この取扱いについて若干のご相談をさせていただきたい旨述べられたのち、情報公開法も継続審議となり、いつ成立するか定かでないが、もし法案が成立すれば、その後約2年間の猶予期間内で各大学はその諸準備を整えておかなければならないことになる。そのために各大学の文書規程整備もさることながら大学が所有している文書にどのようなものがあるかを洗い出し、原則開示であるが、開示・不開示の議論もしておく必要がある。

その意味では、先の総会でお配りした千葉大学、静岡大学、東京医科歯科大学で作っていた行政文書資料は大いに参考となる。しかし、今回は行政文書のみで学術・病院・入試関係等については、まだ手が付かない状況である。病院・入試関係は本日の役割分担が決まったことで一緒に検討願うことが可能となったが、さらに多くのデータを集めて議論して行かなければならないと考えている。ただここで、学術上の公開問題が課題として残ってしまう。それは個人所有の研究メモないし研究資料等は問題ないとしてもそれを共同研究で一旦晒すと、それは組織が持っている情報と見なされるような話も聞いている。これは共同研究を学内で行う時に、データを交換すると直ちに公開されてし

まうことにもなり、ひいては共同研究の進展に影響が出かねないとも限らない。これら研究上におけるデータの開示・不開示は非常にデリケートな部分も有しており、この点に関し、問題点等も含め、佐藤委員が中心となって検討していただければと思っている。また、この法案が成立する時期としては半年か1年先位で、施行は早くても1999年の秋頃、遅くても2000年の春頃になると思われる。その前に本委員会としてもタイムテーブルを念頭に何をすべきか考えておく必要がある。全国立大学共通の情報不開示に係るルールは作り切れないかもしれないが、地域等による取扱の違いが生ずることは好ましくなく、最小限の基準的措置は講じておく必要がある。そのためにも、本委員会としては、議論すべき開示・不開示の項目を整理しておき、さらに各大学から提出いただいた同様のデータも参照しながら議論をつめて行かなければならない。すなわち、第一段階としてどのようなアイテムがあるかを拾い出して行くことが大切である。従って、既に静岡大学等作成の資料も活用するとともに、先の照会事項も踏まえ、他の大学に対してもこれら検討状況を考慮しつつ、資料（中間まとめも含む）が出来上がった大学から本委員会あて提出願うこととし、提出期日は本年10月末日ないしは12月末日の二つの区切りでお願いしてはどうかと考えている。それらを佐藤委員が中心となって一つの表に纏めていただき、それを国大協として各学長にお示しし、開示・不開示の判断材料にさせていただくまでが本委員会の役目と考えている。ただ、この資料をお配りするタイミングの問題がある。国会の動きも見計らいながら、手順としては各大学に支障を来さないよう、法案成立後2～3カ月以内にお配りできる状態にしておかなければなら

ないと思っている。

ついては、この情報公開法に関する今後の動きについて、その情報把握を西村専門委員及び伊藤事務局長にお願いするとともに、議論の基本となる大学全体に係る資料が必要との観点から、各大学へ改めて依頼文書を第7常置委員会委員長名で発出することにしたとの発言があった。また、教育・研究に関する情報関係リストが全く出来ていない状況にあるので、まず初めに北大、千葉大、静岡大の3大学で議論し、さらに本委員会にお諮りしたうえ、各大学へお願いすることになろうが、この議論を始めるタイムスケジュールとしては、なるだけ早い時期に始めるとして、その際に、特に、共同研究関係資料等を持ち寄り議論をして行きたい。小委員会が設置されればこの問題もそこで検討願うことになるが、その間におけるこの問題の取り組みに関しては佐藤委員にお願いすることとし、その進捗状況によっては秋の国大協総会にお諮りしたい。

いずれにせよ、本日は情報公開法に関する役割分担も決まったことであり、明日から、それぞれの担当者相互で連絡を取りながら検討作業を開始願いたい旨述べられ、了承された。

## 2. 助手問題について

委員長から、この問題は長きにわたって議論されて来ており、何分一人では対処し得ないところであり、また今後は具体的に他の委員会とも話し合いを進めて行くことになるので、どなたかにその中心になっていただき情報交換等も含めた本委員会としての窓口をお願いしたいと思っている。ついては、その役割分担を廣田委員（総合研究大学院大学長）にお願いするとともにこれは文系にも大きく関わることなので、

江口委員（熊本大学長）、山下委員（名古屋大学教授）にも加わっていただき、廣田委員が核となってご議論できる体制で臨んで行きたいとの提案があり、了承された。

ついで、委員長から、前回の委員会で、お配りした資料（1998.7.3付）をもとにご説明したところであるが、その後、第4常置委員会においてもこの問題について検討がなされ、その際に配付された資料を同委員会委員長からいただき一通り拝見させていただいた。

それは、前回お配りした資料の一部を修正したもので、その修正にあたっては適切な文言が用いられているとの判断から私の一存で改めさせていただいた。それが本日お配りした資料（1998.8.26付）である。

その修正内容としては旧資料下段の「教育職」と表記した部分を「教育職俸給表適用者」に、同行の「教官として明確に位置づけられてこなかった教務職員」を「教育公務員特例法において……が準用されている教官」に改めさせていただいた。

ただ、ここで前回の資料と大きく異なる点は最終ページの「一つの考え方」の項目のうち、助手問題と関連する技術支援職員問題を検討している第4常置委員会梶井委員長からのご意見もあって、その文言をそのまま加えさせていただいたことである。さらに、先の第1、第4、第7の各常置委員会代表者による合同会議をした際の議論の中で、大学の人事構成上の問題と思われるが、教官でなく事務官でもない中間的な仕事をしている人の扱いとその採用の仕方についての議論が全くなされていないことで、端的に言えば、アドミッションオフィスとか教務関係を指導してくれる事務官等の適用俸給表への格付配置区分等の議論がされていないという



ことである。その意味では、助手問題と一緒に考えて行かなければならないのかと思っている。それは、大学の重要な部分と思われる教育そのものに、かなりの部分で携わる事務系職員は日本の大学にはいないということである。そのあたりも含め、今後どの様に考えて行くかという議論もある。また、大学審議会の「中間まとめ」の中にも「専門性を持った職員の養成」について触れられているが、具体的中身には触れられていない。いずれにせよ、これら支援職員についても、一度フリートキングをしておく必要があると考えている。なお、最新情報によれば、科学技術庁では高度の技術を有した支援職員の養成等を目的とした機関を全国5ヶ所に設置したいとの話も聞いている。そのような話もあり、我々としても、今後、これらにどのように対処して行くか研究支援職員問題も一通りさらしておく必要があるのではないかと思う。将来的には、文部省と科学技術庁が合併することになるだろうが、文部省もその辺の情報を持っていると思われるので、西村専門委員にその情報収集をお願いするとともに、研究上における支援職員問題も本委員会の所管事項であり、情報が入り次第、次回以降の委員会で助手問題との関係も含め、検討して行きたい旨述べられた。

### 3. 国家公務員倫理法について

委員長から、当初議題に上げていなかったこの問題について、前回の議論も踏まえ今後の対応等もご相談いたしたく、急遽議題として追加願いたい旨述べられたのち、この問題は、文部省としても議員立法による提案形式であるため、受け身にならざるを得ないが、今回、大学からお申し出のあった件については出来るだけ

努力をして行きたいとのことであり、また、訓令等策定の際には大学側の意見も聞くとのことのお話があったようである。

この問題における今までの議論の中で特に出ている問題点としては、「職員の職務に利害関係を有する者」の範囲に関する定義、さらに「人的役務に対する報酬」の範囲の解釈等不明確な点が多々あるということである。例えば、人的役務に対する報酬で言えば、教官には原稿執筆や工芸系教官であれば作品製作等の研究活動もあり、これらに対する報酬範囲の取扱は一般官庁の管理職員とは大きく異なる面がある。また、兼業許可申請の承認を受けた者においては報告義務はないのではないかとの意見もあり、このあたりも含め、その取扱い範囲を明確にしておくことも大切である。そのためにも、この問題に関する教官の教育・研究等の活動に支障を来さない意味で、予め問題事項等を洗い出しておき、訓令等策定の段階で大学側の意見が反映されるような形で取り組んで行きたい。また、各大学の既存の倫理規程と倫理法案成立後に新たに制定されるであろう訓令等との係わりについても一度整理しておく必要があるのではないかと考えている。

いずれこの法案も次の国会に上程されることになると思うが、本委員会としても年内位に詳細な項目立てをしておき、訓令等策定について文部省と遅滞なく相談できる状態にしておくことが肝要で、その項目立てについて有山委員を中心にお願いしたい旨述べられ、了承された。

### 4. 複写権問題について

委員長から、六本専門委員が中心となって図書関係の複写権問題について取り組んで来ていただいたが、この度、国立大学図書館協議会(以

下「国図協」という。)としての方針が出されたので、同委員から配付資料「大学図書館による文献複写に関わる著作権処理に関する対処方針」にもとづきご説明願いたい旨述べられたのち、同委員から次のような説明があった。

まず今までの経過から申し上げたい。10年位前から、複写権センターから大学に対して複写利用許諾契約の締結に関する問題提起がなされた。その中で事務関係の複写については5月11日の本委員会でご説明の方針として述べたとおりであるが、その際、図書関係については国図協等による検討経過を見守りつつ本委員会で継続審議することとした。

5月以降に開催された国図協での検討結果がある程度出たので、その経過報告から申し上げたい。それは国図協が6月24日付で出した「対処方針」であるが、配付資料にある5月27日付国図協著作権特別委員会が出した見解をベースに議論したうえ、それを国図協で考え方を纏めた実質的な方針である。

つまり、図書館の所蔵物を図書館がコピーして利用者に渡すことは、著作権法上許されているが、その範囲を越えたものは契約を結ばなければならないことになっている。

しかし、その範囲の捉え方について解釈上の議論があり、それが今日まで争われて来た経緯がある。その解釈の分かれる点について、国図

協としてどのような態度で臨むかということを含めたものがお手元の資料「文献複写に関わる著作権処理についての覚書」である。ついで、同資料にもとづき詳細な説明があったのち、国図協の立場は任意団体であるが、国公立大学図書館協力委員会にもご説明し、検討いただいているところであるが、恐らく同じ方向で、近い時期に纏まるものと思われる。

従って、これら検討結果に沿った立場を基本的に、秋以降に複写権センター側と協議に入る予定である。その進捗状況については後日ご報告することとして、もう一つ教材等の問題も残っていることから、この問題も、事務、図書、教材の3本立てで来ており、その意味では、本委員会において引き続きご審議いただくことになるので、よろしく願いたい旨述べられた。

最後に、委員長から、本日は情報公開法、助手問題、倫理法等について、それぞれ役割分担をお願いしたところであるが、早速、各役割分担担当者間でこの1ヶ月以内を目処に、電話等でご相談いただき、次のステップとして、それぞれ分担した事項について、次回の委員会でご提案いただくかたちで進めて行きたい旨述べられたのち、次回開催日を10月22日(木)午後1時30分からとすることで了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教員養成特別委員会

日 時 平成10年7月17日(金) 13:30~15:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 木下委員長

吉原(代理:勝倉福島大学教育学部教授), 岡本, 矢谷(代理:木下三重大学教育学部長), 須藤, 加茂, 溝上, 野村各委員  
横須賀, 山崎, 山田, 羽田各専門委員

木下委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から各委員の紹介があったのち、配付資料(1~8)の確認が行われ、ついで、7月16日午後と本日の午前中にかけて教員養成特別委員会専門委員会を開催し、本日の議題にかかる各種「答申」「報告」「まとめ」等についての論点の整理と課題等についてご検討いただき、2日間にわたり素案作りを行った。

今日は、これらをもとに本委員会で、さらにご審議願いたいとの説明があり、議事に入った。  
〔議 事〕

### 1. 教育改革にかかわる各種「答申」「報告」「まとめ」等についての論点の整理と課題の検討について

委員長から、この6月末をめぐりとして各審議会等から出された主な報告書として、教育課程審議会からの「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(審議のまとめ)、ついで、教育職員養成審議会の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(中間まとめ)、さらに大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)等が公表され、既にご承知のことと思うが、本日、改めて当該資料をお配りさせていただいた。

ついては、これらのことも踏まえ、国大協としての教員養成に関わるこれら諸問題を検討す

る立場にある本委員会としては、特に、教育職員養成審議会の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」の中間報告を主に議論をしていきたい。この議論のたたき台として、その原案を専門委員の方々に纏めていただいたので、この原案作成に当たられた山田専門委員から説明願いたい旨述べられたのち、同委員から配付資料に基づき次のような説明があった。

配付資料3「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について(中間報告)」をもとに2日間にわたり専門委員が中心となって議論してきたところであるが、その纏めとして、本日お示ししたものが、そのたたき台としての意見書である。

後ほど、これをもとに委員各位のご意見をお聞かせいただきたいと思うが、その主な論点は以下のとおりである。

(1) 平成8年7月29日付文部大臣の諮問により教養審で検討されて来たもので、諮問の内容は「教員養成の様々の要請に応えるため、大学院修士課程を積極的に活用した養成の在り方について、検討の必要がある」と述べられている。

また、教育助成局長の補足説明には、①現行の教員養成制度を前提に修士課程における養成をより拡充すること、②一般学部での4年間の教育を前提に修士課程の2年間で集中

的に教員養成教育を行うこと、③学部・修士課程6年間一貫により教員養成教育を行うことなど、以上、三つのタイプを併せ行うことが提言されている。

即ち、大学院における教員養成教育をどのように進めるかということが、検討課題として諮問されたものである。

今回の中間報告においては、「修士課程における教員養成教育」の全体像を示したというよりも、「教員養成教育の一環として可能な限り多くの現職教員に修士レベルの教育を受けさせる機会を開く必要がある」との観点から、大学院における教員養成教育一般というよりも現職教員に「修士レベルの教育」を受けさせることが検討されたものと理解することができる。

しかしながら、「大学院における教員養成教育」が課題とされている以上、修士課程での集中的な教員養成教育や、学部と大学院を通じての教員養成教育などの意義を明確にした上で、その一環としての現職教育に対する役割が提言されるべきもので、この点、若干、今回の中間まとめが焦点化されているということが、いろいろな立場を含めて論議された。そのことを踏まえて、本日午前中の専門委員会で、引き続き討議が行われ、現職教育における大学院の役割と、その中でも特に具体的提案として出てきている1年課程の修士の養成、つまり1年課程の特別現職コースという一つの内容的に新しいものが提示されているということで、その1年課程の特別コースの位置づけをもっと明確な形で捉えて、これに対する見解というものを鮮明にすべきであるとの現段階における議論がされた。

(2) 任命権者の職務命令による2年間または1年間の長期派遣研修、さらに近年の大学院改革なども含めて、夜間課程・通信課程の開設や遠隔教育等による授業方法の工夫などがあり、現職教員がフルタイムまたはパートタイムで修士の学位を取得する場合等の措置が行われてきたが、それらに対して給与等の処遇の改善を図ることが改めて提言されている。そのような方向で検討されてしかるべきと思われる。ただ、その中でいろいろな修士課程の履修の仕方があるという並列的なことよりも、むしろ1年課程の特別コースが特化されているように見受けられるので、その点をもう少し明晰に捉えて、それを実施していく場合に、どのような対応あるいは条件整備、ないしは今後の大学院の在り方の展望をどのように考えていくかが問題であるとの議論であった。

(3) 具体的施策として、中間報告の中で、大学院における現職教育をどう進めるかということで、いくつかの提言がなされている。それは、①現職教員対象の1年制のコースの開設、②現職のまま、夜間、週末、長期休業期間を利用して修士課程を利用、教育センター、遠隔教育も併用して、修士レベルの教育機会の提供、③大学院設置基準に係るいわゆる「14条特例」による1年間スクーリングの後、研究指導期間にゆとりをもたせたり、論文を課題研究で代替させる方法など、④公務に従事しつつ在学する場合に公務に関する負担軽減の配慮を行うことなどが挙げられている。

②、③については、理解できる提言と思われるが、①はもっと大きな意味があるのではないかとの意見が大勢を占めた。即ち、従来の修士課程の概念とは異なるため、高度専門

職業人としての教員に対応する修士の概念を明示することが必要であると提起されているのみで、この高度専門職業人に対する1年コースとしての修士課程における大学審議会での議論との兼ね合い、また、修士課程におけるいろいろな履修の仕方があるという特異な位置づけ等をどのように受け止めるかについて意見交換を行った。

この点についての議論のまとめを羽田専門委員に纏めていただいたので、後刻同専門委員から説明していただくことになっている。

- (4) 中間報告の中で「修士課程における教育研究の充実」についての問題提起がなされている。これは修士課程における現職教育あるいは修士課程における教育研究の中身が大きな問題であろうということである。それは、大学院で履修する教育内容は何なのか、現職教員が大学院教育で何を培うのかなど、これらの点についてもっと議論していく必要があるが、今回の中間報告ではその点に関し十分に触れられていない。

そうすると、従来型の修士課程の履修方法とそのように特化された1年課程の修士課程とでは違った形も表れて来るだろうし、この点について十分クリアしておく必要があるという指摘があった。

また、委員の中からは、従来の修士課程という観点からみて、論文作成すなわち修士論文を作成することが大変重要な作業課題であるとの意見が出され、1年課程の修士課程ということになれば、修士課程における教育研究あるいは修士課程における履修内容について特段の工夫、整備が必要になるのではないかとということで、後ほどこの点についてご検討いただきたい。

- (5) 専修免許状の上進制度の改善についても、中間報告でも幾つかの点について触れられているが、それは教員在職6年で専修免許状への上進に必要な単位を6単位まで通減するとの施策である。これには問題があり、その在り方を再検討する必要があるのではないかと。

また、同様の専修免許状への上進に係る授業内容と単位認定については、大学院相当の基準のもとに厳正に行うように、その開設方法についても検討する必要があるとの意見が出された。

- (6) 修士課程にフルタイムで在学する場合の新たな休業制度が提唱されているが、そういう休業制度によって修士課程に在学すること、あるいはその他の方法で公務に従事しながら修士課程に在学する場合のさまざまな負担軽減措置等の具体的な条件整備については、是非、推進願いたいとの議論であった。

- (7) (1)との関連で、1年課程の修士課程で可能な限り修士レベルの教育を受けさせようということから、計画的・重点的な修士レベル教育のために必要な中長期的目標値の設定が必要であると教養審でも提言されており、今後の検討課題とされている。

そういう目標値の設定、それによって1年の特別課程がどのような位置を占めることになるのか、そういった問題が今回の提言の中に含まれている非常に重要な事柄であるということが討議された。

- (8) 今までの議論を踏まえ、最終的に教員の真の資質向上につながる大学院における教員養成教育そのものが検討されなければならない時期に来ているのではないかと議論であった。

以上が2日間にわたり、専門委員会で「修士

課程を積極的に活用した教員養成の在り方について(中間まとめ)の議論と検討の概要である。

基本的な問題として、修士課程での教員養成(現職教育)の水準と質、それを公証する専修免許とは何かという問題が十分検討されていないこと、高度専門職業人養成機関としての修士1年制コースの目的・性格・学位の在り方及びその独自の基準と教員配置等の配慮が必要なこと、現職教育としての大学院教育の受け皿機関の計画的配置等の検討等が今後の課題となる。

引き続き羽田専門委員から次のような追加意見及び説明があった。

まず、用意した資料〔教養審中間報告に対する意見(案)〕を見ていただければお分かりのように3点に絞って集約した形にしてある。

一点目は一般論であるが、大学院を拡充して現職教員の多様なニーズに応える方向性は重要であること、ただ、教養審の中間報告では述べられていないが、6月30日の大学審議会の(中間まとめ)の中では修士課程長期在学コースについて提言されている。

なぜか中間報告にはそのことが触れられていないので、これは今後の継続課題とさせていただいた。なお、この要点としては、多様なニーズに応える意味でも、1年制コースに限ることなく、従来からの2年制コース、夜間主コースなど修士課程全体の中で充足するよう配慮すべきである。

二点目及び三点目としては、お示しした文案のとおりであるが、一通り読み上げる旨述べられた後、通読による紹介があった。

以上の説明ののち、委員長から、冒頭での説明及び若干の修正を踏まえた追加説明を山田・羽田両専門委員からいただいたところであるが、これは国大協から、この問題に係る「意見

書(案)」として教育職員養成審議会へ提出することになるので、本案に対する忌憚のないご意見を賜りたいとの発言があったのち、活発な意見交換が行われた。

なお、本案提出期日が8月24日までと若干時間的余裕もあるので、この間における追加意見及び本日の議論等も踏まえ、原案をベースに文案の修正等を行ったうえ、提出したい旨提言があり、了承された。

## 2. 本委員会の今後の検討課題について

委員長から、本委員会としての任期2年間という期間の中で、今後どのようなことに焦点化し、特化させていただいて検討課題に取り組んで行くかということで、専門委員会にご検討していただいた。その纏めをしていただいた山田専門委員から説明願いたい旨述べられたのち、同委員から次のような説明があった。

今日の大学を取りまく状況に鑑み、改めて国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査を実施してはどうかということで、この2日間検討を重ねて来た。お手元にお配りした「調査実施要項(案)」をもとにご説明させていただいた後、ご意見を賜りたいと思う。

この調査目的としては①各教員養成大学・学部が、いま、急速に変わろうとしているので、その改組の状況を調査すること、②平成元年から変わった現行免許法のもとのカリキュラム等の実態調査をしていないので、いま、まさに変わろうとしている現行教員カリキュラムの状況と問題を把握すること、③教員職員免許法改正に伴う教員養成カリキュラム改正への対応課題を調査すること、④大学院の果たす役割と課題について、以上4本柱を軸に調査を実施する予定である。

また、調査内容としては、数項目にわたり掲げられているが、これは専門委員の間で分担して、その内容を細分化していただき、その後で調整のうえ、秋のしかるべき時期に原案を本委員会にお諮りしてから調査実施に移行したいと考えている。

調査対象は、種々意見のあるところであるが、当面の対象としては、各国立大学長及び教育学部長、各都道府県教育委員会等を考えている。

また、予算措置が講じられた場合には現地調査に赴く予定にしているとの説明があった。

ついで、委員長から、国立大学協会発刊の『大学における教員養成』の諸報告書の復刻刊行について、先の理事会及び総会にお諮りしご了承を得たので、現在、同報告書の編集作業が進められているが、この秋ないしは本年末頃に出版される予定になっている旨の報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 大学評価に関する特別委員会

日 時 平成10年7月16日(木) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

丹保、四ッ柳、鈴木、中嶋、丸山、立川、内田、田中、天野各委員

伊藤専門委員

(説明者) 安原義仁 広島大学教育学部助教授

(文部省) 企画課長谷川課長、同岩本課長補佐、大学課清水課長、同常盤大学改革推進室長

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から次のように述べられた。

本特別委員会が設置されたのは、会長から、現在国立大学が置かれている状況を認識し、行政改革のうねりに国大協は受身でなく能動的に対応すべきであり、その一つとして、「大学の評価システム」について新たに特別委員会を設けて検討することが提案され、常務理事会の議を経て理事会で委員会設置が認められたものである。本日は、大学審議会「中間まとめ」における「大学評価」に係る問題についてご説明いただくため、文部省から関係官にご出席いただき、また、大学の評価のあり方について検討をはじめめるにあたり、既に、大学評価について実績のある外国の例としてイギリスにおける大学評価の実状等についてご説明いただくため、ご無理

をお願いして広島大学教育学部安原助教授にご出席いただいた。

以上のように述べられたのち、各委員・専門委員の自己紹介があった。

〔議 事〕

### ◎ 大学評価の在り方について

初めに、文部省常盤大学改革推進室長から、大学審議会「中間まとめ」の中の主として「大学評価」の部分に関し説明したい旨述べられ、概ね次のような説明があった。

「中間まとめ」は、国公私立大学を含めた問題意識をもって書かれていて、国立大学に限ってみると、やや指摘が伝わりにくい面もあろうかと思われるので、本論に入る前に、背景を説明したい。

今回の議論の背景として、今後、大学を取り

巻く環境として大きく3つ挙げられる。その一つは、少子化に伴い18歳人口が減少する中で、大学審議会の試算では、西暦2010年には入学志願者数と入学者数がほぼ一致すると予測されている。そうなったとき、国立大学が現状の規模を維持できるかどうか。第2点は、行財政改革の流れの中で、公的資金投入について厳しい抑制の考え方が出ており、昨年末、行政改革会議の最終まとめの中で、国立大学については長期的には独立行政法人化も選択肢になるとされた。これは、当面猶予期間を与えられたにすぎず、この間、できるかぎりの改革を行うことが求められているということである。このことは中央省庁等改革基本法の条文（第43条）に明記されている。3つ目として、国の機関がその行っている活動の意義、成果等について積極的に国民に説明する、アカウンタビリティということが今後ますます重要になってくる。現在、国会審議中の情報公開法が成立すれば、各国立大学が保有する行政情報も開示請求にもとづいて原則開示ということになる。国立大学に関していえば、こういう3つの問題状況があるかと思う。

次に、報告書にしたがって「評価」に係るまとめについて申し上げたい。

「中間まとめ」は、大学改革の基本理念として、①課題探求能力の育成—教育研究の質の向上—、②教育研究システムの柔構造化—大学の自律性の確保—、③責任ある意思決定と実行—組織運営体制の整備—、④多元的な評価システムの確立—大学の個性化と教育研究の不断の改善—の4つを柱としてまとめられており、そのうち、④の「多元的な評価システムの確立」については、98頁から104頁にかけて記述されている。

初めに、それぞれの大学が教育研究の個性を伸ばし質を高めるため、自己点検・評価の充実、客観的評価の導入などを通じて多元的な評価を行うシステムを確立する必要があるとし、○大学評価の取り組みの基本は「自己点検・評価」にある、○現在行われている大学評価についてはどのような問題点があるか、さらに、○さまざまな評価情報が流通している中で、より適切な競争的環境をつくっていくためには客観的評価システムを導入することが求められている旨の趣旨が述べられている。そして、具体的には、○「自己点検・評価の充実」ということでは、現在は努力義務になっている自己点検・評価の実施とその結果の公表を各大学の責務として位置づけるとともに、学外の第三者による検証ということを新たに制度として位置づける。

○「客観的な評価システムの導入」については、一つは、多様な主体による評価ということで、大学団体、学協会、大学基準協会等それぞれの評価主体の特性に応じた評価を実施する。また、大学評価に関する情報の収集・提供、大学評価の各種指標の有効性等に関する調査研究が必要であり、そのための第三者機関の設置が望まれる。さらに、教育活動の評価については研究活動の評価に比べて難しい点があるが、教育についても評価の対象とすることが適当である。

○「資源の効果的配分と評価」については、各資源配分機関は、大学への効果的な資源配分を行うため、きめ細かな評価情報に基づき、より客観的で透明な方法によって配分を行う必要がある。また、評価にあたっては、研究評価、教育評価を通じて客観的評価によることが基本であるが、過去の業績だけでなく、研究教育の改革への努力や将来への展望などの数値化しにくい要素をも評価していく必要がある。



以上が「評価」について直接触れた箇所であるが、ほかに「国公立大学の特色ある発展」(19頁)のところで、国立大学が果たすべき機能として、「例えば理工系人材の養成など政策目標に沿った教育研究の実施、各地域特有の課題に応じた教育研究とその解決への貢献が期待」され、このような機能を十分果たしていない大学については、「適切な評価に基づき改組転換する必要も出てくる」と述べられている。ここは、国立大学の役割ということについて、組織運営部会、基本構想部会でも議論になり、厳しい意見も出ていたが、結果として、このような記述になった。また、「卓越した教育研究拠点としての大学院の形成、支援」(57頁)では、大学院について、「専攻等を単位とし、客観的で公平な評価に基づき、一定期間、研究費や施設・設備費等の資源を集中的・重点的に配分することが必要」としている。国際的に通用する教育研究を実施していくうえで、COEとして、それに相応しいところに資源を重点配分するという考え方は、これまでの大学審議会の答申においても再三述べられているが、今回の「中間まとめ」でも、評価との関連でそういう趣旨が示されている。

以上のような説明があったほか、関連資料(大学審議会及び学術審議会の討議の参考資料として配付された、評価の関係の資料)の紹介があった。

ついで、次のような質疑応答並びに意見交換が行われた。

○ 設置審では、設置認可の簡素化が議論になっている。評価の問題と設置認可の問題とは連動していると思うが、大学審議会ではその辺りについてどのような議論が行われているか。

- 大学設置基準を大綱化したときに起こった問題の一つに、教育課程の編成などが各大学の自由に任せられたものの、それが教養教育の充実ということには繋がらなかった。その要因の一つは、各大学の全学的意思決定システムが十分でないことにあったのではないか。また、大綱化で規制緩和する一方、自己点検・評価を導入し、それで質を確保しようとしたが、評価という点では必ずしも十分機能していないのではないかということがある。「規制緩和」と「大学の自律的意思決定」と「評価」は相関関係にあるということが部会での議論の前提にあり、一方で評価を考えると、他方で設置認可の柔軟性をより高める必要があるという提言もなされている。
- 客観的評価システムのための第三者機関ということについて、先の臨時学長会議で高等教育局長から、大学関係者を中心とする企画・立案・運用を念頭においているという説明であったが、もう少し詳しく伺いたい。
- 「中間まとめ」で、「客観的な評価を行う主体として、ビュー・レビューの観点からは、大学団体、学協会、大学基準協会等が考えられる」とされ、また一方で、第三者機関の設置が提案されている。この両者の関係はどうなると考えられるのか。
- 大学団体、学協会、大学基準協会などはメンバーシップによって構成される団体であり、提案の第三者機関とは性格が異なる。第三者機関は、それ自身自ら評価を行う面もあるが、それ以前に、評価情報(マスコミも含めて広く社会で行われている大学評価)を収集、提供し、さらに、大学評価の各種指標の有効性等を調査研究し、さまざまな形で行われている評価をより適正なものにしていこ

うという立場に立つものである。そして、この第三者機関は、第三者性をもち、大学関係者で構成され、大学関係者が自律的に運用していく機関ということを念頭に置くと、大学共同利用機関的なもの、たとえば大学入試センターとか学位授与機構のような組織ということが考えられる。

- 第三者機関の設置となると、それは当然法律上の設置ということになるが、現実には行財政改革の問題もあって難しいであろう。しかし、すぐに法案を詰めるまでいかなくとも、方向性は速やかにはっきりさせなければならぬと思う。
- 提案の第三者機関は国立大学だけを対象にしたものか。
- この機関の機能は、評価の情報の収集、提供、調査研究という部分と、そういうものの基盤をつくりつつ客観的評価の試みを行っていくということにある。「中間まとめ」では、「各大学の多様な個性が存分に発揮されることや、国公立の別、国際的な通用性など、多様な観点に留意した評価が求められる」とされており、少なくとも、国立大学については、アカウンタビリティの観点から、評価の対象とすることははっきりしているが、私立大学をもその対象に含むものかどうかは明確になっていない。
- 客観的評価という場合の客観的とは何を企画しているのか、そもそも客観的評価というのはあり得るのか。一方で、多様化ということを強調しながら、客観的評価システムを導入しようとしているが、むしろ、どういう主観的な評価で評価したかということにタックスペイヤーに理解してもらうことが大事ではないか。

○ 各大学が主体になって外部から委員を招いて評価を行うのが外部評価、評価の主体が当該大学以外のものを第三者評価とし、それが大学セクターから外に出ると第四の評価というふうに分類している。その意味では、客観的評価というのは、第三者評価に近く、第三と第四を合わせたものだと思う。評価は、客観的評価が基本であるが、数値による評価にはなじまないものもあろうから、場合によっては主観をもって評価することも大事である、ということも書かれている。

○ 資源配分は、一律的配分でなく各経費の費目の特性に応じた配分ということであり、それにはいろいろな評価情報が公にされるであろうから、私学であれば私学振興・共済事業団が、国立大学であれば文部省がそういうものを活用する、という考え方である。評価機関として、既に大学基準協会があるが、これは自己点検・評価の検証という性格が強い。大学審議会の議論として、大学基準協会がどうあるべきかというところまでいかなかったが、私見では、特に私立大学の場合、自己点検の検証という部分では基準協会は相当の役割を果たし得ると思う。

○ 基準協会は資金を有しない団体だから一定以上のことはできない。マイルドなエバリエーションということに留まるのではないか。

○ 「資源配分」と「評価」を分離しておいた方がよいのかどうか。むしろ、文部省は国立大学の設置者だから国立大学のアセスメントを行うという態度をとって、文部省の意思決定過程をクリアーにしておくという途もあるのではないか。それを嫌って、外に置くとすると、クッションが入るから、私大が入ってくる可能性が出てくる。そのへんの判断は本

質に関わってくるように思う。

- 第三者機関について、たとえば大学共同利用機関として位置づけるということであれば、文部省が資源配分するためのさまざまな評価情報、評価の評価（メタ評価）についてはここから得られる。できれば、各大学の研究教育者の特質を生かせるよう、資源配分に資する評価情報、評価の指標、評価の評価ということを第三者機関でやっていただきたい。
- 文部省は、科研費その他予算を配分する場合に常に評価機関を入れているが、それと今度提案されている機関はどういう関係になるのか。大学基準協会であれば、それは各大学の研究教育上の努力目標として評価が行われているわけだが、今度のは、研究もするし知恵も出して貰うということだと、資源配分を切り離してこの機関は考えられないということになる。イギリス流に言えばこの両者はセットになっているが、わが国はそうではない。文部省が基本的に配分権を握っている。そこにもう一つバッファを入れて評価して貰った結果に基づいて資源配分を行うというのか、それとも、文部省が資源配分する場合の客観的指標をこの機関につくって貰おうとするのか、そこがわかりにくい。
- 今のわが国の評価システムには問題がある。科研費や特別研究費の審査に携わった経験からすると、多量の書類を本当に厳格に審査しようとしたら、予算もかかるし、人材も必要である。これからはアカウントビリティが必要になり、本格的に評価を行っていくことに賛成である。
- 評価の問題は、専門に近いピアレビューの範囲であれば相当客観性があると思う。そ

れから、教育活動の評価のところで、「教育の成果が学生の資質能力に負うところがあるので研究活動の評価に比べて難しい」とされているが、教育についての付加価値についてはどう考えたらよいか。

- 付加価値の問題は、自己点検・評価を成績評価の基準も含めて積極的に情報提供を図っていくべきという議論があった。また、教育活動については、その客観的評価は難しいが、避けて通れないことであり、とにかく試行錯誤でやっていくべきという考え方である。そのアプローチとしては、自己評価をもとに評価を行わざるを得ないという議論と、もう一つは、ある程度指標化できるようなものを具体的改善方策の実施状況という形でできるのではないかという議論があり収斂しなかった。

第三者機関についても、評価の情報収集、提供、調査研究について、どんな形で、どんな風に、どの程度の規模でということは最終答申をいただいたのち詰めていかなければならない。いずれにしても、個別の大学が、それぞれ自己点検・評価、その検証を積極的に情報公開で明らかにしていく。大学全体のアクティビティをいろいろな評価情報を収集し、そういうもののベースに立って客観的評価を大学トータルとしてやっていき、それを社会に公表していく。そういう機能を恒常的に果たすところが必要になろう。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

本日は、「中間まとめ」中の評価に関し文部省から説明を伺い種々意見交換いただいた。いずれ「中間まとめ」について国大協としての意見を求められることになろうが、修正すべき点

などがあれば、7月27日(月)までに事務局までファックスでご連絡いただきたい。

次に、安原広島大学助教授から、イギリスの大学評価システムについて、配付資料に基づき説明があった。その概要は次のようである。

イギリスでは、1980年以降さまざまな大学評価が試みられ、大学評価が高等教育の重要な問題として浮上してきた。

#### ○ 大学評価の基本的構造

大学評価の基本にあるのは、アカデミック・スタンダードを保証し、それを維持・向上させる責任と義務は個々の高等教育機関にあるという、大学の自治と自由が前提であるということである。

質の検査(audit)と評価(assessment)：それぞれの高等教育機関が自らが提供している研究教育の水準と質を保証し、維持・向上させるメカニズムを然るべく設けているかどうかをチェックするオーディットと、具体的に展開されている個々の高等教育機関の教育研究活動の質について評価するアセスメントの2つがある。

研究評価と教育評価：研究評価と教育評価は別個に行われており、イギリスの大学においては研究評価でトップクラスであっても、教育評価についてはそれほどではないということが少なくない。

情報公開：大学評価全体を通じて徹底して情報を公開し透明性を確保しようとしている。ファンディング・カウンシルがどういう基準で、どういうフォーミュラで各大学に財源を配分するかということも公開される。

財政とのリンク：評価の結果が財政とリンクされている。ただ、教育評価の場合と研究評価の場合とではリンクの仕方が異なる。

○ 個々の高等教育機関による教育水準保証  
たとえば、ある大学が新たに学位コースを設けようとするときには、当該大学以外の大学から専門家を委員会に入れて、カリキュラム等を含めてチェックを受けるのが通常である。また、学生による授業評価等も以前から個々の大学で行われている。

各大学が学位を出す場合、グレードに分けて出す。その審査には、他大学の専門家が当たり指導教官は直接関わらないというのが長い伝統としてある。

○ 評価機関による教育評価の仕組みと実際  
現在、評価機関による教育評価については、高等教育財政カウンシル(HEFC)が専門分野別に行う教育評価(Quality Assessment)と高等教育水準保証カウンシル(HEQC)が大学ごとに行う質の検査(Quality Audit)の二本建で行われている。

高等教育財政カウンシル(HEFC)：1993年からHEFCによる教育評価が本格的に始まった。これは1992年にポリテクニク・カレッジを大学に昇格することを定めた継続・高等教育法において明確に定められ、高等教育財政機関からの国庫補助金の受給条件として教育の質について定期的に評価を受けることとされた。ここから、評価と財政がリンクされることとなった。高等教育機関が教育の質を維持向上するのを支援し、国民に必要な情報を提供し、公的財源の有効活用を保証するというのが、この法律の趣旨である。

高等教育水準保証カウンシル(HEQC)：HEQCが行う大学評価は、オーディット(audit)と呼ばれ、個々の高等教育機関が自らが提供する教育の質と水準を保証するのにどのようなシステムを整えているかどうか、そのシステムは

適切に機能しているかどうかをチェックするものである。

各評価機関がアセスメント、あるいはオーディットを具体的にどのように行っているかという点、HEFCの場合、評価チームは、3人から5人の各学会からリクルートされた専門家で構成され、毎年、各学問領域ごとに査察評価を行う。この場合、評価を受ける大学の利害に関わる人は評価チームに入らない。評価項目は、6項目(①カリキュラムのデザイン、内容、組織、②教授、学習、評価、③学生の進歩、達成度、④学生に対する支援とガイダンス、⑤学習資源、⑥水準の保証と向上)であり、研究・教育スタッフ、管理スタッフ、教師・学生の代表からの聞き取り等を行い、その結果に基づき判定が行われる。(詳細はレジュメの末尾参照)

大学評価の問題点と課題：イギリスの大学評価はシステムとして整備されているが、一方問題点として、○時間とエネルギーを多大に要する、○形式主義に陥る危険性がある、○財政とのリンクが大学と国家間に摩擦・緊張関係を生むおそれがないか、○大学ランキングが表だって出てくるようになり、高等教育進学率も急激に上昇し、システム上の変化のスピードに大学人の意識がどこまでついてきているか、といった懸念がある。また、新しく、高等教育水準保証機構(QAA)が発足し、新しい体制で大学評価が進められようとしている中で、昨年出た「デアリング報告」(高等教育資格に関する全国的枠組みの構築、全国的な学外試験委員の認定と確保、国庫補助金受給条件として新教育評価システムへの参画の義務化等が提唱されている)を巡って、目下、大学側と教育雇用省との間でかけ引き、綱引きが行われている状況にある。

以上の説明に引き続き、次のような意見交換

が行われた。

- イギリスの大学での評価と財政のリンクの状況について伺いたい。
- たとえば、イングランドの高等教育財政カウンシルは、その管轄下の147の大学、カレッジに財政配分を行っている。イギリスの大学は基本的に独立自治法人組織であり、いろいろなところから財源を得ている。その中国庫補助金は、たとえば、イングランド高等教育機関全体の経常収入のうちの平均36%(1995年)である。かつて、UGCの時代はそれは最高時75%から80%を大学収入に占めていたが、サッチャー政権以降抑制された。最近それは少しふえたが、それでも40%程度である。イギリスの大学への補助金の配分は一括補助金方式であり、大学はよそからの補助金と合わせて使う。その使い方は大学の自由であるが財政機関に対する報告の義務は負っている。1995年、イングランドの高等教育財政カウンシルはトータルで32億700万ポンドの補助金を提供した。そのうち教育関連経費は22億7000万ポンド、研究経費が6億3600万ポンド、その他が3億100万ポンドである。補助金の配分については、教育評価の場合、4点満点による4段階評価にもとづき行われ、最低の1の評価がついたところには配分されない。また、研究評価については5段階評価にもとづき傾斜配分が行われている。
- 考えられているわが国のファンディング機関で、実際にどのカテゴリーの経費について評価に基づき配分されると予想されているか。
- 国立大学の場合は設置者である文部省が当然経費を投入するわけだが、公私立大学について評価を行うか議論もあるが、資源配分機

関というとき、私立大学を排除しているものではない。つまり私学助成とのリンクを排除しているわけではない。どういうものについて評価に基づいて配分するか、傾斜配分、重点配分は今後の問題である。なお、科研費については別途の評価が制度上あるから、この大学の評価システムの中でとらえる問題ではないと考える。

- イギリスのリサーチカウンシル等は日本でいえば機関補助に当るもの、その部分が36%ということであるが、これは日本では当校費になると理解すればよいか。
- 研究費については日本とイギリスで似たところがある。デュアル・サポート・システム(二重支払システム)という研究費の援助方式は、イギリスの場合、リサーチカウンシルとファンディングカウンシルとの二本建で行われている。ファンディングカウンシルが援助するのは基礎研究であり、戦略的研究とか応用研究の方はリサーチカウンシルから出る。
- 第三者による評価ということになると、きちんとした財政的裏付けが必要である。
- 財政の問題とも関連するかもしれないが、

イギリスの場合、国益という概念がどこまで大学に対する財政に跳ね返ってくるものであろうか。

- イギリスの各大学は独立自治法人組織であり、国益と大学財政経費がストレートに結びつくことはないであろうが、サッチャー政権以降明らかなのは、経済産業にいかに寄与するかということ意識していることは間違いない。研究費の中でコントロールできれば、それは戦略的研究、応用研究のリサーチカウンシルを通じた配分のところと、傾斜配分のできる特定研究のところであろう。
  - 政府が国の政策上、特定の研究分野に研究費を出すよう求めることはあるか。
  - そういう場合は、政府がファンディングカウンシルに対して要望を出す。
  - 1960年代に設立された比較的新しく、最近躍進著しい大学にウォーリック大学がある。産学共同、経営学を導入したりして研究評価でも教育評価でも高いレベルにあるが、当時は周囲から産学共同路線を進めたというのでたたかれたということである。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

## 大学評価に関する特別委員会

日時 平成10年8月31日(月) 10:30~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

丹保、四ッ柳、金子、中嶋、中谷、松尾、丸山、立川、内田、田中、天野各委員

佐藤専門委員

(説明者) 安原義仁 広島大学教育学部助教授

(文部省) 企画課長谷川課長、同岩本課長補佐、大学課常盤大学改革推進室長

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、前回欠席され今回初めてご出席の、金子元久(東京大学教授)、中

谷巖(一橋大学教授)、及び松尾稔(名古屋大学長)の各委員の紹介があり、引続き委員長から次のように述べられた。

前回は、大学審議会を取りまとめられた「中間まとめ」のうち、主として「評価」に係る部分を中心に文部省から説明いただき、また、イギリスにおける「大学評価」の状況について、安原広島大学教育学部助教授から説明いただいた。本日は、前回に引続き、安原助教授にご出席をお願いし、イギリスにおける「大学評価」の具体的事例をご紹介していただき、また、文部省から「中間まとめ」以後の動きのほか、新たに科研費による「大学評価機関に関する研究」組織の設置について説明をお願いしたい。そのあと、委員会の今後の審議の進め方について協議いただくこととしたい。

〔議事〕

### ◎ 大学評価の在り方について

#### (1) イギリスにおける大学評価の新展開—ウォーリック大学の例を中心に—

安原広島大学教育学部助教授から次のように述べられた。

前回は、イギリスにおける「大学評価」について、そのシステムを中心に説明したが、今回は、昨年3月に設置され今後、大学・高等教育評価の中心的役割を果たすことが期待されている高等教育水準保証機構(QAA)の動向について報告したのち、「大学評価」の具体的事例の一つとして、ウォーリック大学の例をご紹介したい。

以上のように述べられ、引続き配付資料に基づき説明があった。その概要は次のようである。

#### ① 「デアリング報告書」の勧告に対する政府の対応及び大学側の反応について

昨年7月、21世紀イギリスの教育像を描いた、いわゆる「デアリング報告書」が出て、その中で、高等教育の質と水準に関する問題について

大胆な勧告が行われた。その主な点は、○高等教育資格に関する全国的枠組みの構築、○全国的な学外試験委員登録制度の創出、○教師の訓練と資格認定及び教授学習活動に関する研究調査を行う教授学習研究所の創設、○国庫補助金受給条件としての新教育評価システムへの参画の義務化、○教育に関する不平・苦情申立てシステムの整備などである。

これに対し今年2月、政府・教育雇用省はおおむね勧告を受け入れた。ただ、QAAによる教育評価システムへの参画の義務化については、これを却下し、従来どおり、ファンディング・カウンシルを所管とするとした。一方、大学側の反応は、○費用効果が期待できない。また、評価が官僚主義的形式主義に陥る危険(LSE)、○大学側の負担軽減になるとは思えない。導入日程が性急(ノッテンガム・トレント)、○教育の質・水準と財政とをリンクさせるのは問題(スタッフォードシャー)、○高等教育のナショナル・カリキュラム化に繋がる極めて危険な干渉(コヴァントリー)、○大多数の大学の高等教育機関としての成熟度と自律能力を過小評価している(ド・モンフォール)等々、種々の反応が5月から7月にかけて出てきた。さらに、ケンブリッジ、エディンバラ、グラスゴー、ニューカッスル、オックスフォード等の有力大学は、QAAによる監査(audit, institutional review)——各大学・高等教育機関がそれぞれの教育研究の質と水準を保証するのにどういうメカニズムをつくっているかをチェックする——を拒否すると表明し、また、オックスフォード大学では、評価について独自の方式を提案するなどの動きに出ている。

#### ② ウォーリック大学における教育の質と水準の保証システムについて

ウォーリック大学は、1964年に創設された比較的新しい大学である。リサーチ志向が強く、産学共同、大学院教育、地域社会との連携、留学生の受入れに力を入れている躍進著しい大学であり、一昨年、国大協の視察団が訪れた大学の一つでもある。大学評価の問題にも熱心に取り組んでいて、ファンディング・カウンシルの評価によれば、ケンブリッジ、エディンバラ、LSE、ロンドンに続く位置を保っている。

1992年、ウォーリック大学は、大学学長委員会の大学監査ユニット (Academic Audit Unit, AAU) による監査を受け、その勧告を基に自大学の教育の質と水準の保証システムを見直した。

ウォーリック大学における教育の質と水準の保証システムは、全学学務委員会 (Academic policy committee) を中心に構造化されている (レジュメの図参照)。同委員会は、評議会の下にあって、大学における教育の質の保証と評価に責任をもち、コースの認可と教育プログラムの定期的レビューを総括する。構成は、各学部及び大学院から選ばれたシニア・アカデミック・スタッフ、学生組合の代表などから成り、委員長は副学長 (Pro-Vice Chancellor) である。その主な任務は、○高度な質の教育と研究の維持強化、○新たな学位プログラムの創設、○研究教育の達成度評価基準の開発、○研究教育活動についてのレビューなど、大学の政策について検討し、評議会に提案する。また、関連の委員会での検討へ向けて、研究教育に関する新たな活動について提案すること等である。

#### ○ プログラムのレビュー

1986年以来、プログラムの定期的レビューを実施している。その方法は、ウォーリック大学が提供しているすべての第一学位(学部レベル)

プログラムを対象に、関連学部委員会の Undergraduate Studies Committee の中からレビュー・グループを構成し、そのレビュー・グループが5年毎に各プログラムを点検する。上級学位(大学院レベル)プログラムの場合は、大学院委員会により設置された同様のレビュー・グループが3年毎に実施することになっている。レビューは、各学位プログラム(学問領域)について、○学科が提出した書類についての評価、○学外試験委員報告書、HEFCE(イングランド高等教育財政審議会)による教育評価報告書、外部資格認定団体の見解についての検討、○大学のアカデミック・データベースからのさまざまな統計資料についての吟味、○学科における学生フィードバック・システムについての吟味、○教師陣及び学生とのインタビュー等を行う。そして、レビュー・グループは、レビュー結果に基づき報告書を作成する。この報告書は、学部委員会ないし大学委員会に提出し、その検討を経て当該学科へ回される(学科は学部委員会ないし大学院委員会によって検討された事項について公式の回答を文書での提出を求められる)。さらに報告書と検討事項並びにその回答について全学委員会で吟味されたうえ、これが最終的に評議会へ報告される。

このようなシステムが1986年以降機能してきたが、定期的レビューを活性化してその信頼性を高めるとともに、外部評価・監査との繋りを密にするという観点から、1996年から新しいシステムに移行した。新しいシステムは旧来のものと基本的には変わらないが、○第一学位並びに上級学位レベルに合わせ、すべての学習プログラムについて5年毎に実施する、○定期的レビューはQAAによるレビューに沿った形で行われるようになった。



レビューは、定期的レビューのほか、内部レビューも行われる。定期的レビューに際し用いられるフォーマットは、配付の「資料4」にあるとおりであり、○対象学科、○レビューの年度、○フォーマットの記入者、○学位プログラムの名称、○学位プログラムの目的、目標、○カリキュラムのデザイン、内容、組織、○教授、学習、評価、○学生の進歩・達成度、○学生に対する支援とガイダンス、○学習の資源（図書館、コンピュータ）、○高等教育財政カウンスルによる教育評価への対応、○学位プログラムに関する統計データ（その学習プログラムにアプライした人数、成績、卒業生の進路）である。教育の評価は、その大学がそのプログラムの目的、目標をどう設定したか、その目的、目標に照らしてどこまで達成されたかを評価（絶対評価）するものである。その評価結果は、1～4の4段階に分類され、公開される。

#### ○ 学生へのフィードバック・システム

学生からの学習プログラムに関する意見を収集・分析し、それをフィードバックするシステムが全学的につくられている。具体的には、○教師学生連絡調整委員会の活用、○コース評価に関する質問紙調査の実施、○討議集団での話し合い、○コメントの受け付け、○非公式の接触、などである。なお、学生の参画は、調整委員会のほか、評議会、全学学務委員会、大学院委員会、学部委員会等、学生は教育の質と水準に関わる大学のあらゆる主要機構に参画している。

#### ○ 試 験

イギリスの大学は伝統的に学外試験委員制度があり、これが学位の質を保つ重要な機能を担っている。学長委員会ではこれを強化しようとし、また、デアリング・コミッティもこれを全

国的にシステム化しようとしている。イギリスの大学の第一学位プログラムは3年間であり、3年間の最後に筆記試験を行い合格者には学位が授与されるが、その際、成績によって、クラス別に分類されて授与される。その成績チェックに際して学外試験委員が重要な役割を担っている。大学学長委員会は、各大学の試験問題の作成、採点について1名以上学外試験委員を入れるべきとしていて、実際、殆どの大学でそうしている。学外試験委員は、毎年及び任期終了時に、学生の学業達成度、採点の基準、学位コースの構成と内容、試験結果に現れた教育の質などについて、報告書を学長に提出することになっている。報告書は、試験委員会（評議会）で検討されたのち、当該学科・全学学務委員会・新学外試験委員・外部機関に報告され公表される。

以上がウォーリック大学の教育の質と水準の評価システムである。

以上の説明について、次のような意見交換が行われた。

- 教育評価は、当該大学の教育プログラムの達成度が中心で、絶対評価であるということであるが、そうするとその卒業生が実際にどれほどの力をもっているかということと、数値はあまり関係がないと理解してよいか。
- その大学の学生がどのくらいの力をもっているかを端的に顯わすのは、授与される学位の分類（ファーストクラスか、セカンドクラスかなど）による。
- 研究のアセスメントについても達成度ということか。
- 研究については相対評価である。1995年から新しい方式になったが、評価をうけるスタッフは過去4年間（人文系は6年間）の研究

成果について4点提出し、それについて評価機関が評価する。この場合、評価をうけるスタッフは大学が決める。1996年にウォーリック大学は98%のスタッフが研究の評価をうける対象になっているが、たとえばミドルセックス大学はその割合は43%に留まっている。

- 学生の参加が大学のあらゆる組織にみられるが、それぞれのパートに学生がイコール・パートナーとして正式に入っているということか。
- そうである。学生が大学の組織に参画するというのは日本の大学では考えられないが、そこが大きく異なるところである。
- 聞くところでは、サッチャー政権以前のイギリスの大学では、評価について大学が自主的に取り組んでいたことはなかったという。それが、サッチャーがドラスチックな改革を行い学部評価制度を導入したことにより、逆に評価にかなうために各大学で自主的に取り組まざるを得なくなったということではないか。自律的に改善してきたということではなくて、全体のシステムをどうすべきかということが第一義的に任務をもってたと理解している。
- QAAは、どういう人的構成になっていて、組織のサイズはどのくらいなのか、また政府との関係はどうなっているのか。
- QAAの設置形態は非営利の財団法人組織体であり、14人の理事で構成され、事務局を置いている。スタッフはHEQC(高等教育水準保証カウンシル)及びHEFCE(イングランド高等教育財政カウンシル)の評価部門から相当数が加わっている。
- 具体的に評価に当たる組織はどのようにつくられているのか。

- 研究評価の場合も教育評価の場合も、全国の大学、産業界の専門家の協力を得て行われる。研究評価の場合は、高等教育財政カウンシルが行っていて、研究者が1チーム3人~5人のチームを組んで、各年度ごとにどの学問領域について評価を実施するか決めて行う。
- 新たに設置されたQAAに何故大学側に反対があるのか。
- 特にエリート大学には、アカデミック・マターは大学自治の根幹という意識が強い。オックスフォード大学にしてもケンブリッジ大学にしても、評価は、これまで自分のところで責任をもってやってきたという自負が特に強い。その点、ポリテクから昇格した大学は、従来からパブリックセクターの学位授与機関(CNAA)によるチェックをうけてきていて、外部評価に対する抵抗感が薄いようである。そういうことが大学間による反応の違いとなっているのかと思う。
- QAAが従来のHEQCとかCNAAと違うのはどこか。
- QAAがやろうとしていることは、たとえば、全国的な学外試験委員制度の枠組みを構築するとか、Institute for Teaching and Learningをつくり、そこで高等教育機関で教鞭をとる教員のファカルティ・ディベロップメントを行うこと、また、教育評価の結果を直接財政配分に反映させる仕組みをつくろうというものである。
- 学部教育の場合、今までは大体、学生定員に応じて予算配分されていたが、それをこれからはパフォーマンスにおいて各大学への予算配分にめりはりをつけようということか。
- ウォーリック大学における全学学務委員会

にはかなり強力な権限があって、学部の自治などなさそうにもみえるが、どうなのか。

- 同大学の全学学務委員会は、基本的には研究、教育に関わるすべてに権限がある。たとえば、新しくコースやプログラムをつくることも廃止することも権限をもっている。勿論、各部局の出した結論は尊重されるが、全学学務委員会が大学運営の実質的な議決機関である。
- 全学学務委員会のはかいろいろな委員会があるが、それらの職にある教官は講義の任から外れるのか、それとも兼務か。
- 教官については兼務である。ただ、学生自治会会長はサバティカルで専任である。
- リサーチ・カウンシル、ファンディング・カウンシルはグラントを分配する形で大学の評価を行っていると理解してよいか。
- ファンディング・カウンシルからの国庫補助金の高等教育機関への配分は一定のフォーマットに基づいて行われる。研究費には、基礎研究、戦略研究、応用研究などのカテゴリーがあるが、このうち、基礎研究については、ファンディング・カウンシルから配分され、戦略研究、応用研究についてはリサーチ・カウンシルから配分される。
- ファンディング・カウンシルが経費の配分に当たって、実際に評価を反映させている部分は全体の5%程度に過ぎない。

## (2) 大学審議会「中間まとめ」公表以後の動きについて

委員長から、大学審議会「中間まとめ」が公表されて以後の動きについて、文部省から説明いただきたい旨述べられたのち、長谷川企画課長から次のように説明があった。

大学審議会「中間まとめ」を公表したのち、各関係団体にこれに対するご意見を伺った。現在、いただいたご意見を踏まえ各部会で審議を再開したところである。お手許に、いただいたご意見のうち評価システムの部分についてのご意見の概要を整理したものを配付したので、ご紹介したい。

国大協のご意見は、「客観的な評価システムの導入について基本的に賛成。自己評価能力の成熟こそが最終的に大学の将来を決めるであろうことを論議の中に据えて、第三者機関によるアセスメントによる具体の支援のための評価との関係を、相互補完的な実りをより大きくするものであるように論を展開していただきたい。」ということであり、基本的に「中間まとめ」の提案に賛成いただけたものと思っている。また、大学基準協会は、設置されようとする機関の位置づけの明確化といった指摘はあるが、評価をきちんとしていく方向性については賛同いただいたものと理解している。なお、私大連のご意見については、特に資源配分とのリンク、国公私立大学が同じ土俵で評価されることについての危惧の念が背景にあると思われる。

大学審議会では、こうしたご意見を踏まえて各部会でのそれぞれの審議事項を分担しながら10月末を目途として最終答申を取りまとめる予定である。組織運営部会は、先週開催され、改めて「中間まとめ」の方向性を確認し、今後、第三者評価機関の性格、評価の対象、評価の方法等について審議を進めていく状況にある。また、審議会の審議全体の調整を行う、基本構想部会も先週開催され、そこでの総括的な意見として、第三者評価機関、評価のあり方などの意見があったが、第三者評価機関についての具体的なイメージを詰めていく必要があるとの意見

もあった。

次に、科研費による「大学評価機関に関する研究」組織の設置についてご報告したい。これについては、国大協の特別委員会を発足するに際して、阿部委員長と種々ご相談する過程で、特別委員会の審議と並行して、科研費による研究グループをつくり、国立大学のみならず公私立大学をも視野において大学評価機関の具体的研究を進めていってはどうかという話になり、阿部東北大学長を研究代表者とする研究グループを設置することとなった。

また、文部省としては、「中間まとめ」において具体的方向性を出していただいた部分については、可能なかぎり早期に実現したいので、最終答申を俟つことなく11年度概算要求に盛り込む方針とし、第三者大学評価機関の創設準備を要求に入れさせていただいた。

ついで、委員長から、「大学評価機関に関する研究」グループの発足について補足説明があり、若干意見交換が行われた。

(文部省出席者退席)

### (3) 大学評価の在り方について

委員長から、大学評価の在り方について、今後の審議の進め方も含めてご意見をいただきたい旨述べられたのち、主として次のような意見交換が行われた。

- 第三者評価機関は、大学共同利用機関という形で提案されているが、国大協としては、国立大学だけを評価の対象とすることを前提に考えているのか。それとも、私立大学をも対象に含めるものとして考えているのか。
- 本来は国公立大学を含むべきであろうが、少なくとも国立大学については考えなければならぬという認識である。
- 行革との関係でいえば、第三者機関評価は国立大学の問題であって私立大学の問題ではないという批判が大学審議会の私学関係者の間にある。国立大学として、第三者機関による評価ということが必要であるということであれば、過去に入試改革で大学入試センターをつくったときのように、国大協がリーダーシップをもってこの組織をつくるのだという意思表示をすべきである。そこを曖昧にしたまま進んでいくと、あとあと問題を残すおそれがある。
- 第三者機関による評価は、資源配分を透明化するプロセスとして、国立大学としては是非やらなければならないと思う。現状、科研費などについては、批判はあるもののルールがみえるが、経費の多くはどのような基準のもとに分配されているかわからない。透明化された結果として、大学間にランキングが発生する可能性は避けられないかもしれないが、それは各大学が努力して乗り越えて貰うより仕方がない。
- 第三者機関による評価を各大学は大学の活性化のために生かしていくようにすべきである。ただ、私立大学を対象に含めることについては極めて疑問である。
- 何のために評価をするのか。やはり、資源配分と無関係に評価ということはあり得ないのではないか。そうすると、たとえば科研費のように、ファンディングの問題で私立と国立とで競合することにならないか。評価機関の役割がまだ定かでないが、今後の展開によっては危険な方向に進みかねないともかぎらない。
- 第三者評価機関をつくって、それがファンディングに繋がらないかということ当初か

ら危惧していた。評価が本来のとおり多様な物指しをもって行われるのであれば賛成だが、そのへんがイメージとしてみえないので不安である。

- 資源配分と評価とのリンクということについては、特に研究の場合は切り離さないといけないと思う。
- 資源配分と評価が直結するということがアプリアリに前提にされ過ぎている。現に科研費がそうであるし、そのほかにも文部省がある評価を踏まえて資源配分しているケースは沢山ある。問題は積算校費を一般管理費込みで講座と学科目に分けてやっている今のシステムをどう見直すかである。暗黙のうちに評価の結果を文部省が一方的に利用するということになるのが最もよくないことである。
- 第三者評価機関による評価の対象に私立大学も含めるとなると、私立大学は、国立大学と格差があるからそれを是正し平等に扱えという話になり、それが進めば、長期的には国立大学は国立大学である必要はないという方向になるのは必至である。国立大学を存続させるというのであれば、第三者機関評価は国立大学だけでやるということではなければ意味がないであろう。また、評価と資源配分をあまりリンクさせるべきでないという意見もあるが、ある意味で、それがないとインセンティブが中途半端なものになる。今日、大学のランク付けは明示的でないが、画然としてあり、それが努力次第で入れ替るような仕組みをつくるのが活性化へのキーポイントであろう。

○ 評価を積極的に推進するのは時代の流れである。高度成長から安定成長、さらにマイナス成長に入っていく時代の流れに則している。国立大学が独立行政法人になっていくという流れもまたその流れにある。そうであれば、独立行政法人化に反対しながら、評価をとにかく何らかの形で推進しようというのは、外からみると変である。大学そのものの自己裁量権を強め、評価とリンクしないかぎり大学は変わっていかないと思う。そうすると、国立大学が国立大学でなくなることを覚悟したうえで評価を推進するというものでないと、自己矛盾に陥る。

○ 日本の国立大学は世界の中で極めて特殊な設置形態であることは事実。国立大学のままでどれだけ変るかということと、国立大学を離れて変るか、そういう選択肢の問題でもある。

○ 評価システムを動かすには、少なくとも大学の自主性が尊重され、今まで以上に自由度をもたせて貰わないと、努力の甲斐がない。概ね以上のような意見交換があったのち、最後に委員長から次のように述べられた。

「中間まとめ」で提案されている外部評価制について、いろいろ懸念はあるが、第三者機関による評価の必要性ということでは各委員の意見が一致したとうけとってよろしいか。評価の問題について、今後国大協として積極的に大学審議会、文部省に対して提言をしていくようにしたい。また、場合によっては、本委員会として意見を出していきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

日 時 平成10年7月16日(木) 15:00~17:00

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 蓮實委員長

小笠原, 星宮, 小林, 永田, 鈴木, 内藤, 畑, 平野, 森本, 柴田各委員

蓮實委員長主宰のもとに開会。

各自自己紹介ののち議事に入った。

### 〔議 事〕

#### 1. 大学教育におけるリベラル・アーツの役割について

委員長から、次のような説明があった。

大学審議会の間中まとめが公表され、その中で大学院の強化とともに「教養教育の重視」が改めて指摘されている。大学設置基準の大綱化以降、殆どの大学で大変な労力を使い、教養部が解体され、早く専門教育することで現状に至ったが、このままでは教養教育が失われるというところで教養教育の見直しの問題が出てきた。

大学審議会の間中まとめでは、教養教育の内容容として、①社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的知識と技能、②社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的諸課題についての授業、③体系化された学問を幅広く経験することにより、専攻する学問分野の理解を助けるとともに複合的な視点を養う授業、④専門教育について、関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的にアプローチすることのできる力を養う授業など、が示されているが、納得しうるものではなく、それらにとらわれず大学として自発的に再検討し、できれば教養教育について考えをまとめたい。

本委員会の目的としては、①教養教育、一般教育、共通教育などいろいろな名称で呼ばれているものの内容がはっきりせず誤解もありうる

ので、リベラル・アーツ(以下「L.A」という。)と呼称し、これに対応する日本語を作り定着させて、内容を実質的なものとする、②専門教育と教養教育の関係の現状及びそれを実施する組織、責任、担当の所在を調査すること、③具体的に何を行うのがL.A教育であるのか詰めることであり、できれば本年度内に結論をまとめたい。

自分としては理念的問題より、今の大学教育の中にどのような教養教育を組み入れたら現在及び将来を選択しようとしている学生に有意義な何かを与えることができるかということを考えたい。制度が内容を規定する面もあるが、授業の内容、技法を工夫し、研究面に偏りがちな大学での教育の重要性を考えていかなければならない。

以上の説明ののち各委員により次のような意見交換が行われた。

#### (1) L.Aの理念、定義について

- 全国教養教育実施組織代表者会議(34大学で構成)では、本年5月「新しい教養教育の展望」をまとめ、現在各大学に持ち帰り検討いただいている。
- 大学は専門教育の場であるが、それ以外の共通機能があるか、縦の専門教育の軸のほか、大学教育に横の軸があるのかということを考えてきた。
- 教養学部の中で文科と理科がどのように融合すべきか考えてきたが、全体的にみると横

断化だけで解決するのかと考えるようになってきている。

- 教養部のある大学として、教養部で専門には還元しえない何かを教育しなければならないと感じている。
- 専門学部の教官(以下「専門教官」という。)は、教養教育は専門のための準備教育という意識が強くあり、教養部の教官の主張する教養教育の考え方が全学的に理解してもらえない。教養教育については、幅広い知識と総合的判断力、豊かな人間性を育成することが一般的理念としていわれてきたが、そのことについての共通理解は教養部の教官の中でも得られていなかった。
- L. A は、消極的に次のように定義できると思う。
  - ①科目羅列的定義は不可である。長く旅する人に食料を持たせるより、食料を確保する狩猟の能力を与えよという諺のような方向で考えるべきである。
  - ②個人の人格の完成に寄与するという定義もしない。教養とは公的な議論を形成していく能力の育成である。
  - ③象牙の塔から出て現実に向かっていくという実践主義的定義の L. A にも反対である。
  - ④人間には、複雑なものを単純化して理解しようとする誘惑があり、その誘惑に対して知的抵抗をする能力を育てる教育の総称が L. A であると思う。
- L. A がどのような科目で成立するというような固定的定義はできないと思うが、米国の大学制度におけるグラジュエイト・スクール以前の問題であるという定義はできる。
- 従来一般教育を担当していた教官は、自分

が担当していた科目が教養教育であるという意見に対して専門教官はそうではないという。4年一貫教育で、1, 2年に専門の基礎科目等が入ってきて教養科目はますます曖昧になり、結局、語学、体育、数学などが教養科目ということになってしまう。一方、学生が3年次以降自分の専攻を決めて行く段階で、専門以外の科目をその者にとって広く教養教育と見なすという考え方もある。

- 教養部廃止の際、各学部では、大学院重点化の負担増加と教養教育の負担増をどうするか議論が主となり、L. A とは何か掘り下げた議論はしていない。大体の理解は要素主義、人格主義の捉え方で、それが現代の学生に合わないとなれば実生活と関連づけて捉える受け止め方と思う。
- 教養教育の現場の教官として見ると、主体は学生であり、初めの2年間で学生に欠けているもの、実験中に現場を離れるような学問に対する知識、姿勢の欠落をどのようにして埋めてやるかということに尽きる。それが切羽詰まった問題としてある。
- 従来教養教育の役割の一つとして、中等教育から高等教育への転換教育がいわれたが、一方理系学部の専門教官からは教養教育を専門教育のための基礎知識を与えるものとして十分に行ってくれという要望があり、論争があった。
- 18歳で大学に入学した者が自分の専門が判る筈がないのに、18歳から専門教育をしようとするのは学生を無視している。L. A はある種の迂回で、大学教育の中で学生が自分の思っていた方向とは違った方向へ行ける手助けをするような教育というのが一つ方向と思う。

- 今までの日本の一般教育は、教科が限られ過ぎていた。
  - 今までは文字文化優勢で、大学に入ると概論くらい学生は読んだが、学生が文字のみでなく映像、音響等で世界同時に意思疎通する時代に、昔のような概論を読めば教養になるという教養教育の在り方は有り得なくなっている。旧来的な学問の在り方を進めた形での一般教育的な在り方は完全に破綻している。
  - L.A はプロフェッショナルな授業には対立するが、専門教育とは繋がるものである。教養教育には、旧制高校のドイツ流のエリート教養主義というものが一つあり、実体としてなくなったのにその考えが大学の中に残っており、大学の制度として教養を教育できると思っている。一般教育とは、L.Aの専門化しない裾野の部分というのが自分の理解である。
  - L.A は専門家になるために必要なのに中等教育で欠けていたものを補うことと思う。それは読書である。L.Aを終えたらこれだけの本を読み、レポートを作成したという教育体制にするべきである。
  - 学問をするについてミニマム・リクアイアメントがあると思う。理系の場合それは物理、化学のような名称で登場するが、文系でも言語教育が問題になっている。大学における教養教育とは色々な意味で言語であり、言語という水準で文系と理系の共通点が見出せるのではないか。
  - 化学は分子をもって物を見る学問といえるが、その力が欠けたら先には進めない。そこにミニマム・リクアイアメントがあると思う。それを埋めてやりたい。
  - 初めて1年生の授業を担当したが、専門の基礎となるもの及び大学に入り将来社会人として出ていくために何を教育するかであると思う。人間として、社会人としての教育が欠けていたのではないかと心配しており、そこを議論したい。
  - 教官が何をミニマム・リクアイアメントと考え、L.Aと考えるかも、学生が学部単位で入学するか、理系、文系のような単位で入学するかで異なると思う。自分の大学では、学生が何を欲しているかに合わせて教育していくことになる。結局教官はその属する組織に縛られてL.Aを考えるとところがあり、普遍的な定義を出すのは難しい。
  - L.Aに関して一番困難なのは、理系と文系の違いをどのように融合し、双方の者が交差して文系にも理系にも進める回路をL.Aでどう作るかということであろう。
- (2) L.Aの制度、組織について
- 設置基準の大綱化は、基本的に教養部廃止という組織論と各大学の予算獲得合戦という行政闘争になってしまった。自分はそれに大きい批判をもっている。
  - 平成8年に教養部を廃止しその教官は学部に移籍したが、その教官の持っていた授業コマ数について移籍した教官が背負っていくという方法は避け、全学出勤方式とし全教官を24の系に分け、各系に責任コマ数を持たせ実施させた。このことでトラブルが緩和されている。専門教官も1年生の授業を担当して、1年生教育の大変さを理解するようになった。教養教育に関する全学研修会を開いて共通認識を得るようにしたいと考えている。
  - 教養教育の運営組織は、教養部以外に、①



省令上または学内措置による大学教育研究センター、②委員会方式、③総合科学部等に大別されるが、学内措置によるセンターや委員会方式は不安定であるという問題がある。

- 教養部を廃止し、大学院重点化による研究科と学部ができたが、移籍する教官について大学院の教官になれた者と学部の教官になる者が出てその配属に苦労した。

授業についてはいずれ全学出勤方式で均等に負担する方針であるが、初期は教官の移籍した部局に7コマ割り当てた。

運営については、主として教養部の教官で組織した情報文化学部の共通教育センターが1年間教養教育の世話をし、その後は全学4年一貫教育委員会、共通教育実施運営委員会等で運営している。

- 教養部を廃止し、その教官は新設の大学院研究科と各学部に分属したが、その時は組織の検討で手一杯で、理念問題はあまり検討できなかった。
- 改革が組織とカリキュラム両面で行われると矛盾をきたしてしまふ。大学教育機構ができたが、機構長1人で何ができるか、カリキュラムは教官会議で行い、その他教養教育委員会、4年一貫教育専門委員会もあり、理念と運営を並行して考えることは困難になってきた。

- 学内措置で全学共通教育機構を設置したが、実質的に運営は委員会方式に近い。

教養部が廃止され、その教官は新設の大学院研究科及び学部に移籍した。他大学と異なるのは、語学教官は言語文化部、体育教官は健康体育部として独立していることである。全学協力で教養教育を実施するとの理念はあるが、教官が移籍した部局は一定の教養教育

のコマ数を担当することになっており、理念どおりにはいかない。

専門教官は大学院重点化で大学院の授業負担が増加し、さらに教養教育の負担をどうするかということになっている。

- 平成5年に教養部を廃止した。教養教育の責任組織として大学教育研究センターがあり、その他センターの基本方針策定審議会、運営委員会、実施計画委員会、教科目系代表者会議等で授業運営がなされている。カリキュラム編成権は学部にあるのが基本であるが、教官同士のぶつかり合いがあり、その調整をどうするかが問題である。
- 大学教育研究センターが発足したときに、それが教養部と同様の運営をしてくれるとの誤解があった。教養部教官の移籍した部局で教養教育の授業を分担することにしたが、そのことにより以前教養教育に関係のなかった専門教官も授業負担を求められ不満が出た。
- 大学院重点化で一般教育の教官にも大学院担当の形で自分の専門的知識を役立てる場が与えられたにもかかわらず、専門教官は一般教育は自分の仕事と思わないので、一般教育は空洞化してしまう。教養部を解体したならば全学的体制で教養教育しなければならない。基本的に全教官がL.Aに関係することが重要である。
- 専門教育は後継者養成だけが目的ではないが、研究をしている専門教官にはその幻想が大きい。また語学教官も語学教育が専門ではない。一般教育の専門家はいないという自覚をもつべきである。
- 文系にとって教養・基礎は、幅広い分野について一応の知識をもっていることが必要で、その部分の教育は全学で担当するが、そ

の幅広い学問を束ねる基礎を以前の教養部教官が担当していたのではないか、それを今誰が担当するかが問題となっている。

大学院重点化で専門分野の教官集団は量があるが、教養教育を目的とする教官は少なく、その教官集団をこれから編成しなければならぬ。

- 18歳で入学した者の教育に最高の教官があたり、面白い最先端のところを見せないと大学は良くならない。これをどのような形で行うかのような気がする。
- 教養教育を担当する教官の負担増と、その意欲に応え、大学院担当教官のような手当て

を考えるべきと思う。

以上のうち、委員長から次のような述べられ、了承された。

国大協として、報告書を纏めるについては、制度は各大学様々であるが、できればある種のモデルを示し今何が問題であるか判るようにしたい。またL.Aについても何等かの定義を試みたいが、それが大半の教官を引きつけられるものでないと、本委員会の作業は無駄になる。調査についても後ほどご相談したい。次回は9月に開催するが、ご意見があれば事務局までお寄せいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

日 時 平成10年9月3日(木) 10:00~12:00

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 蓮實委員長

小笠原, 星宮, 小林, 鈴木, 佐藤, 内藤, 畑, 平野, 浜田, 森本, 柴田, 二神各委員

蓮實委員長主宰のもとに開会。

今回初めて出席の委員もいるため、各自自己紹介のち議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 大学教育におけるリベラル・アーツの役割について

委員長から、次のような説明があった。

初めて出席の方もいるので、本委員会の設置経過について説明したい。6月末に出された大学審議会の中間まとめで教養教育の重視及び教養教育と専門教育の有機的連携の確保が述べられており、今後答申の一つの柱となると思われる。一方国立大学協会の中からも教養教育を重視しなければならないとの声上がり、3月の

理事会で本委員会の設置が決まった。本委員会でいう教養教育あるいはリベラル・アーツ(以下「L.A」という。)は、仮りの呼称であり、いわゆる米国のカレッジ等におけるL.Aとは全く違ったもので、大学に入学した1年生にまず何を教えたらいかが、それを名称の問題も含めて検討するものである。

ついで各委員により次のような意見交換が行われた。

#### (1) L.Aの理念、定義について

○ お茶の水女子大学は、昔から教養部はなく、一般教育の教官は220人中13人ほどなので3学部の教官で協力し、一般教育科目も4年間を通じて教育してきた。したがって教養部改編もほとんど関係が無かった。現在、一般教

育科目の名称は無くしたが、コア科目の名称で人格教育的教育をしている。総合コースも早くから開設している。また一つの委員会で、全学の教育内容を審議し、統括する形になっている。今後学部では教養を中心とした教育を考え、専門的な教育研究は大学院で行っていくという意識が強く大学院重点化を先取りしつつあるような感じがする。

- われわれは、教養教育を英語でいうとL.A. というように考えているが、米国のL.A.は専門に連なる学問群で1年から博士課程まで対象に考えられるものであり、入学した1年生に何をまず教育するべきかということならば、L.A.とは別の名称が考えられるべきである。旧制高校での教養の獲得ということがいわれるが、そのカリキュラムは専門基礎的なもので、学生は寮生活等授業外の場である種の教養を獲得したと思う。新制大学でそれらを念頭に一般教育が考えられたが大学のマスタ化でそれを大学で実現することは難しくなり、教養教育について色々な解釈が出てきたと思う。学士課程教育における必須の教養教育の枠を考えると名称としては、専門に分化しない「コア・カリキュラム」ということだと思ふ。
- 従来は、教養部の教養教育の上に専門学部教育、またその上に大学院教育という3段階に分けた形で大学の教育が考えられてきたが、その考え方を改め、教養教育も専門学部教育も専門基礎的教育を行う学士課程教育として一つに考え、その中で両者の有機的結合をはかり、その上に高度専門教育として大学院教育を考えるという二つの視点に立って考えるべきであるとの意見が教養教育実施組織代表者会議では出されている。この点ご審議

願いたい。

- その点はまず理系の教育で問題になる。理系は順序だててカリキュラムが組まれており、それは教養というより専門基礎である。
- 専門基礎を除いた残りの教養が何であるかが問題である。
- 従来から、理系、文系を問わず教養教育には独自性があるということが主張されていた。それが良いのか、または虚構であったのか、実態として成果がなかったから大学改革で教養部が解体されてしまったのか、そこが気掛かりである。
- 大学に入学しても途中で理系から文系に、文系から理系に転換する学生がかなりいる。18歳で入学してすぐ自分が学ぶ適した専門分野を決められるかどうか。もう一度自分の専門分野が何かを問える場が必要であり、進路変更に支障が生じないようにする必要がある。それがコア・カリキュラムで良いのかどうか。
- 理系教官の経験として、1～2年生の教養課程では、細かい専門基礎科目より幅広い学際的分野の教育をして、将来その知識を生かすことを教えた方が、複雑な社会に出て責任ある立場になる者の教育としては良いと思う。初年次に専門基礎を教え専門分野への興味を失わせないようにしたいという考え方もあるが、本当に4年一貫教育、くさび型教育が良いのか再検討すべきである。
- 名古屋大学の法学部では初年次から専門科目と教養科目を並行して教えている。  
教養科目は幅広い教養を身に付けることが目標であるが、全学生一律にこれを教えれば教養になるというものは無いというのが、経験から得た結論であった。種々のものの混在、

組み合わせの中から学生が何か学びとって行くものと思う。

しかし、教える手法については共通の効果的な方法があるのではないか。名古屋大学では、全学生必修の共通教育基礎セミナーを設けており、これは定着した。学部横断的クラス編成の小人数教育で現場見学や学外者を交えたこのセミナーは学生にも好評で、学生に色々な考え方に接しさせ、具体的に議論、発表させることが主眼である。何をどのように教えるかは、試行錯誤しつつ教官と学生の対話の中から生まれ出てくると思う。

このセミナーは、コモンベース教育を踏まえつつ、専門教育への導入をはかるといふ二つの目的を考えたために、専門基礎教育か教養教育か曖昧なところがある。

各学部にカリキュラム編成権があり、理系2単位、文系4単位となっており、文系、理系で相互乗り入れできないのは残念である。自分としては教養教育として4単位のセミナーとして、文系、理系区別なくできたら良いと思う。

- 名古屋大学工学部の場合、基礎セミナーは工学系に進む学生に、工学系のより一般的なバックグラウンドを知ってもらおうというものである。細かい専門の基礎を聞くものではない。
- その基礎セミナーは、共通理解として学生のディベート能力を養うという統一的考え方であり、教官もそのためのノウハウを研修して学生に接していると聞いたことがある。
- 大阪大学でも、基礎セミナーを設けている。教官の申出の問題もあり、学生の希望が多いが選択制である。文系、理系相互乗り入れのセミナーを学生は評価し、受講しているが、担当教官はやはり自分の専門を中心にセミナ

ーの内容を考える傾向があり、系の違う学生の受講は授業がしにくいとのことで、学生選択の時に系の違う学生を選択しない傾向がある。

- 東北大学では、全学教育科目として、転換教育科目、教養教育科目、基礎教育科目、外国語教育科目、保健体育科目がある。転換教育科目は新入生の学習意欲を高め継続させるためのもので、学部ごとに所属学生を対象とする科目と学部に関係無く新入生を対象とする小人数科目があるが必修とはなっていない。後者には研究所教官も加わっている。
- 宮崎大学では、必修制で平成10年からフレッシュマン・セミナー、11年度から情報処理入門、環境科学入門を大学基礎科目として1年生全員に授業することとした。  
フレッシュマン・セミナーは、所属学科が決まって入学してきた1年生に学科の教官がセミナーを通じて学科の学問の内容を知らせることが目的で専門教育の一環として行っている。
- 東京医科歯科大学は、初めから職業選択した学生を教育しており、大学の4年間で何を学ぶかについては、L.Aは職業選択をする期間にいろいろなことを見せるということがある。そのためにはいろいろな方面の一流の教官が自分の専門分野で現在起きている最先端のことを話す入門講義が必要である。

## (2) L.Aの制度、組織、カリキュラム編成権等について

- 教養部が解体して、一般教育を担当していた教官が各学部、研究科に分属した形の大学改革は、教官の間の待遇上の格差を是正するという方向として、それぞれの教官の業績や

評価が問題となり、教官集団の組織の問題として考えられたが、そこには教官のエゴも働いたのではないかと思う。教官の格差解消の問題は終えたものとして、大学改革を学生の教育の問題として再検討し、学生に最良の教育をするために1年生に何を教えれば効果的であるか考えていきたい。

- 教養部解体を歴史的に記録しておく目的で、複数の大学の元教養部長の方が組織を作っている。
- 基礎セミナーをはじめ新入生を引きつける活性化された授業にするためには、予算が必要であり、教官の負担増加による実施はいずれ破綻する。大学全体として、また国立大学協会としてこの問題を考えるべきかと思う。小人数教育をすべきであるという提案は方々でされているが、教官定員の点でかなり難しい。研究所教官が協力している大学もあるが、非常勤講師で行うことができるかどうか、それも予算が必要である。
- 名古屋大学では、平均10名の学生数の基礎セミナー実施のために、名誉教授を非常勤講師にお願いしている。学生からは好評なのでその拡大も考えられている。
- 現在は教養部解体の経緯をある程度了解して、各学部の教官も教養教育実施に協力し頑張っているが、将来事情を知らない教官が出てきたとき、カリキュラム編成権が各学部にあると学部エゴが出てくるおそれがある。カリキュラム編成権をどこが持つか課題である。
- 大学教育開発センターの委員会は実施組織とし、カリキュラム編成は全学の委員会を考えないと良くない。センターがカリキュラムをつくると閉鎖的になって全学教育が弱くな

るとの意見がある。

- 基本的には、カリキュラム編成権は各学部にあるものとしており、センターは全学教育の企画、実施の調整をするが、学部の教科目系の教官の要求と衝突することがあり、その場合センターの調整権限がどこまで及ぶか曖昧であり、その点を委員会で検討している。
- 全学委員会の実態は、各学部が提出したカリキュラム案の調整しかできないので、現状維持が主になってしまう。全学の委員会がリーダーシップを取り、センターは実施委員会的なものにせざるを得ないのではないか。
- 転換教育は自分の学科にくる学生に1~2年生の時に少しでも役立つ教育にしたいということで、教官にインセンティブがあるが、問題は教養科目である。一度授業科目として設定されると簡単には変更できない。教養部解体で他学部に移籍した教官も専門教育ができることになり、その教官にとって教養科目は負担になってしまうので、教養教育を熱心に行うことができるかどうか。
- 教養部から学部に分属した教官が定年退職すると、その後任は、その学部の専門分野の教官を優先して採用し、教養教育は非常勤講師で行わせるようなことになってしまう。そしてその後始末をセンターで苦慮することになる。本当に全学で教養教育を考えるならば部局長レベルでの権限を持った強制力ある組織が必要である。
- 教養部改組の際、教養教育は全学平等で負担し実施するとの原則を建てたが、新たに負担を負わされた教官から苦情が出て、評議会の下に委員会を設け教養教育のカリキュラムの大枠を作っているが、各学部からは、その法的根拠を示せなど強い意見が出てくる。各

学部の特門教育が増加すると結局共通教育の部分が減らされる。

- 教養部の教官が教養科目のコマ数を背負って各学部に分属する形もあるが、自分の大学は、教官を移籍させても教養科目のコマ数を背負わせないで、各教官を24の教科目の系に張り付け、その系で教養教育を責任をもって分担してもらい形となっており、概ね機能している。また語学と体育の教官のポストは、全学で取決め、その学部で自由に使わないように歯止めをしているが、将来どのようになるか判らない。
- 教養部が解体されて教養教育の責任部局がなくなった。大学では部局だけが教官人事権、予算権、カリキュラム編成権等を持ち実態のあるものであり、その権限の無い委員会が教養教育をマネージできる訳がない。教官人事権のない委員会が教育負担だけ割り当てられても旨くできない。結局人事権のある部局がどれだけ教養教育に責任を持つかという形で一定のルールをつくるほかないと考え学内の合意を作り、それを守ってもらっているが、教官ポスト数と授業負担数を連動させる構えがその裏にはある。
- 教官が教養教育担当から専門教育そして大学院教育担当へ異動していくことが、上昇と考えるような風潮の中では教養教育はできない。日本の大学全体で教官のこの意識を改革していくことが必要で一流学者が教養教育、

入門講義を行い、また教養教育をする者が一流学者であるという考え方を大学や国立大学協会ではっきり打ち出し、手厚い予算措置が取られるべきである。

以上の意見交換ののち、委員長から次のように説明があり、了承された。

本日は、教養教育としての小人数セミナー、カリキュラム編成権とその調整権、コア・カリキュラム、教養教育の予算措置、名誉教授の非常勤講師としての活用などについて各大学の実情と意見を伺った。次回は、コア・カリキュラムについて文系、理系が統一したものがいいのか、専門基礎のコア・カリキュラムが必要なのか、コア・カリキュラムだけで不足するとしたら他に何が必要か、それを1年生から始めて良いのか、その辺を議論したい。さらに教養教育のための予算措置を各大学でどのように配慮しているか等について意見交換したい。大学審議会の中間まとめでも、「教養教育」「評価」の問題等に示されており、制度全体が動き始めているので、制度的なことをきっちり本委員会でもまとめても何時変わるか判らない。そこで、本委員会は理念、教育技術の問題を中心に考えていきたい。本委員会で具体的な報告がまとまった場合それを大学審議会に提出するかどうかは会長と相談して判断させていただくこととし、とりあえずは、国立大学協会に報告を提出することを考えていきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成10年9月11日(金) 11:30~11:45

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本, 兵藤, 中西, 伊藤(公), 伊藤(才)各委員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

初めに, 委員長より次のような挨拶が述べられた。

本日はご多忙の折柄ご出席いただき有り難うございます。国立大学協会が平成12年に創立50年を迎えるに当たり, 阿部会長の要請により私が国立大学協会50周年記念行事準備委員会(以下, 準備委員会と略す)の委員長を務めることとなり, 委員各位のご協力を賜り, 職責を果たしたいと思っておりますので, 宜しくお願いいたします。

〔議事〕

## 1. 国立大学協会創立50周年記念事業について

初めに, 委員長より配付資料「国立大学協会創立50周年記念行事(検討事項)」に基づき, 準備委員会の設置経緯の説明があった後, 次のように述べられた。

準備委員会で検討すべき事柄は, 大別して①記念行事(記念式典・祝賀会)の具体的計画の作成, ②「国大協50年史」の編纂, の二つがある。この内, 早期に意見の取りまとめの可能な記念行事から議論に入りたい。

### (1) 50周年記念行事について

伊藤事務局長より, 次のように述べられた。

具体的な日程は決めていないが, 国大協創設50年は平成12年に当たるので, 平成12年11月開催の総会の際に, 記念式典及び祝賀会を挙げることを考えている。

これについて, 概ね次のような意見があった。

- 国大協創立30周年記念行事の日程を調べる必要があるが, 通常, 秋の総会は第1日目の会議終了後, 夕刻から国大協主催の懇親会を開催し, 第2日目は午前は会議, 午後は学長懇談会を開催している。文部省関係官に出席願うとすると, 例えば学長懇談会を午前に繰り上げ, 午後3時から記念式典, 5時から祝賀会を行うことも考えられる。
- 総会会場がそのまま使用可能なら同一会場が望ましいが, 学長懇談会の後, 記念行事の会場を学士会館から如水会館に移動して実施するという考え方もある。
- 記念式典及び祝賀会の規模は前回程度とし, それに公私立大学関係者, 関係機関の代表者を招待すればよい。また, 公私立大学代表者の祝辞を頂戴したらどうか。
- 30周年の時に行った記念講演や奏楽は, 時代背景を配慮して, 余り壮大にやらない方がよい。奏楽は止めるとして, 式典は行うので, 記念講演は特定テーマの講演希望があれば実施してもよいのではない。
- 記念講演を行う場合, 式典に組み入れず, 式典の前に記念講演を行う等措置し, 聞きたい人だけ出席できるようにし, 拘束は式典から, というのが適当と考える。
- 総会2日目に記念講演を別に組み入れると, 総会との繋がりが悪くなる。  
以上のような意見があった後, 委員長より次のような提案があり, 了承された。

記念式典及び祝賀会の原案作成を国大協事務局にお願いし、次回はそれに基づき検討することとしたい。

## (2) 記念品について

これについて、概ね次のような意見があった。

- 30周年記念の際は、ネクタイピンを贈呈したが、ネクタイピンは個人の趣味もあり、使用しないケースも多々ある。予算の問題もあり、贈るか否かを含め、検討すべきである。
  - 他大学の例を見ると、ペーパーウェット、ネクタイピン、テレホンカードが多いが、実用的なものは少ない。その中では、テレホンカードが最も实际的である。
  - 外国の訪問者に贈るためのエンブレム作成が本年6月総会で承認された。会長の指示で東京芸術大学の飯野一朗助教授に依頼したところ、デザインが出来上がり、来る9月24日開催の常務理事会に諮る予定である。これの作成が決定したら、裏面に50周年記念の銘を入れ、例えば色違いとか、サイズを大きくする等して、記念品とすることも考えられる。
- 以上のような意見があった後、委員長より次のような提案があり、了承された。

記念品の件は、常務理事会の結果を次回委員会で報告し、改めて検討したい。

## (3) 50年史の編集方針について

委員長より、配付資料「国大協創立50周年記念事業打合せ会(メモ)」に基づき、去る7月3日の阿部会長との話合いの報告を兼ねて、次のような説明があった。

「国大協30年史」の、①「I. 大学のプロフィール」は各大学や大学入試センター等で色々な形で大学紹介をしているので今回は必要ないの

ではないか、②「II. 30周年に寄せて」はどういう規模にするかは別として、50年史にも然るべき人に原稿依頼してもよいのではないか、③「III. 委員会報告」は50周年に際しての当面の課題の報告を各委員長に依頼してもよいのではないか、④「IV. 国立大学協会30年のあゆみ」は会長と私が読んで、その延長線上で書けるか、また現在の状況から過去を振り返り、新たに書き起こした方が良いか判断することとなったが、個人的には誰に依頼するかは別問題として、今日的視点から振り返って書くのが適当と思うが、ここが一番問題のところであるので、十分ご検討いただきたい、⑤「IV. 国立大学協会30年のあゆみ(附属資料)」及び「V. 国立大学予算等参考資料」は不必要な資料が多々あるので見直す、⑥「VI. 随想」は必要がないという意見であったが、全体の構成の問題を含め、本日もご検討いただきたい、⑦その他、30年史にはないが、会長との話合いで話題になったのはこの50年、特に最近20年は色々エポック・メイキングな出来事が起こっているのでは、当時の会長・副会長・委員長等の関係者による座談会を開き、その記録を掲載したらどうか、という案も出た。

本日は、第1回目の委員会であるので、フリートーキングとし、次回までに「国大協30年史」をご一読いただき、その上で議論を詰めていきたい。

これについて、概ね次のような意見があった。

- 「国大協50年史」の構成としては、表題から言っても「50年のあゆみ」が中心なので、最初にそれがあって、次に、委員会報告、座談会記録、随想が続く、最後に参考資料という形の方が適当と思う。
- 「50年のあゆみ」の執筆は大変な作業であるが、原稿執筆を依頼する場合、こちらから



原稿内容面の注文することは困難な面もあり、予めその柱立ての原案を提出いただくことも考えておいた方がよい。

- 通常、記念史は過去の記録を整理するという性格が強いが、「国大協30年史」は随想等の分量が相当多い。「国大協50年史」は記録性を重視した内容とし、予算的に可能ならば、随想等はペーパーバック形式の手軽な別冊として刊行するのも一つの方法である。先ずは、基本的な方針から議論する必要がある。
- 「国大協30年史」の参考資料は何処からでも入手可能な一般的資料が多い。委員会等の意見・要望等の中で重要なもの、例えば技術専門職員の待遇改善の問題等、長い間、懸案の課題として取り組み、一定の成果を挙げた問題に関する変遷を「50年のあゆみ」の内容と関連づけて、資料編として最後に一括掲載し国大協の記録として残しておくことは有意義である。
- エポック・メーカーな事柄を「50年のあゆみ」の中に組み込むと読みにくくなる。また、関心の持ち方も個人或いは専門分野によって異なるので、関係のある人に執筆願い、それは「50年のあゆみ」とは別の章を立て「国大協50年史」を構成するのも一つの方法である。
- 「50年のあゆみ」の執筆を、例えば国大協

に關係の深い人、又は教育史の専門家等に依頼するにしろ、50年間の出来事を主観的に捉えると思うので、事務局から見て、過去50年の歴史の中で重要と思われるニボック・メーカーな事柄や出来事を整理していただけると有り難い。そうすれば、議論がし易くなる。

- 「国大協30年史」は要望書や報告書の一覧表はあるが、その時、国大協としてどういう問題があって、どう対応したか、その流れがわかりにくい。通史を書くとなると、年表がベースとしてないと書きにくいので、基礎資料として年表を作成するのが先決と思う。
- 「国大協50年史」の編集方針も検討に着手した段階で全体の頁数も確定しないが、30周年記念を参考として、50周年事業に対する経費見積りを次回委員会に提出いただきたい。以上のような意見があった後、委員長より次のように述べられ、了承された。

原稿の執筆依頼は、執筆の時間や編集期間等を考えると、遅くとも平成11年の春頃までには済ませたい。これを念頭に当準備委員会で検討を進めていきたい。ついては、次回準備委員会に国大協事務局に、①年表の原案作成、②意見・要望書の一覧表の作成、③50周年事業の経費見積りをお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## ／ 諸 会 合 ／

平成10年7月～9月

- |          |       |                              |
|----------|-------|------------------------------|
| 7月3日(金)  | 13:30 | 第7常置委員会                      |
| 14日(火)   | 17:00 | 第1常置委員会                      |
| 16日(木)   | 13:30 | 大学評価に関する特別委員会                |
|          | 14:00 | 教員養成特別委員会専門委員会               |
|          | 15:00 | 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会 |
| 17日(金)   | 10:30 | 教員養成特別委員会専門委員会               |
|          | 13:30 | 教員養成特別委員会                    |
| 21日(火)   | 13:30 | 第3常置委員会作業委員会                 |
| 28日(火)   | 13:00 | 常務理事会                        |
| 30日(木)   | 16:00 | 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会    |
| 8月24日(月) | 16:00 | 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会    |
| 26日(水)   | 13:30 | 第7常置委員会                      |
| 31日(月)   | 10:30 | 大学評価に関する特別委員会                |
| 9月3日(木)  | 10:00 | 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会 |
| 4日(金)    | 10:00 | 第3常置委員会作業委員会                 |
|          | 10:30 | 教員養成特別委員会専門委員会               |
| 11日(金)   | 10:30 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会          |
| 24日(木)   | 10:00 | 常務理事会                        |
| 30日(水)   | 14:00 | 第2常置委員会                      |
|          | 16:00 | 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会    |

# 要 望 書

## 人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成10年 9 月11日  
国立大学協会会長  
阿 部 謹 也

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

人事院勧告は、関係者の努力により実施されてきており、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響がもたらされております。しかしながら、昨年は指定職俸給表の適用を受ける職員については給与の引き上げが1年間凍結され完全実施が見送られたところであります。

もとより、当国立大学協会は、我が国の財政が極めて厳しい状況にあることから、公務員の人件費を極力抑制する方針であることも十分に承知しているところであり、各大学においては、9次にわたる厳しい定員削減の実施並びに行政経費の節減・抑制について不断の努力を重ねており、さらに事務組織の見直しによる事務職員定員の合理化減が求められていることから、なお一層の厳しい自助努力を重ねているところであります。

現在、国立大学においては、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が最重要課題とされており、これが国民的期待でもあると考えます。また、平成7年秋に公布・施行された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教職員の給与についてはなお改善が必要な状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告の実施に当たり、俸給表等の改定が勧告通り速やかに行われることを強く要望するとともに、昇給停止年齢の引下げなどの見直

しについては教職員に与える影響が極めて大きく、とりわけ大学教官をはじめ高度の知識・技術を有する特殊な職種にあっては、高学歴により就職年齢が比較的高いことにも十分配慮されるなど、慎重な対応を特にお願いする次第であります。

〔要望先；文部大臣，文部事務次官，大蔵大臣，大蔵事務  
次官，総務庁長官，総務庁人事局長他〕

## 大学等と民間企業等との共同研究について、民間企業等が支出する試験研究費に対する法人税の税額控除制度の延長・拡充（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望

平成10年 9 月25日  
国立大学協会会長  
阿 部 謹 也

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成11年度の税制改正に当たりまして、国立大学と民間企業との共同研究における共同試験研究促進税制について、下記のとおり要望申し上げます。

### 記

大学等と民間企業等との共同研究に優遇税制を導入することにより、両者の研究交流を一層促進して研究活動の活性化及び研究水準の向上が図られるとともに、独創的な研究成果が期待できます。

このことから、大学等と民間企業等との共同研究において、民間企業等が支出した試験研究費の6%相当額を当期の法人税の額から控除する共同試験研究促進税制の延長を要望します。

また、一定要件を満たした共同研究で、民間企業等が共同研究のため自社内で支出した試験研究費についての税額控除の対象分野に、新たに医薬品等の研究開発に係る共同研究を加えることを要望します。

〔提出先：自由民主党政務調査会税制調査会〕

国から交付されている科学研究費補助金について、  
日本学術振興会を経由して支給される場合について  
も非課税措置を維持することに関する要望

平成10年 9月25日  
国立大学協会会長  
阿部 謹也

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成11年度の税制改正に当たりまして、現在、国から交付されている科学研究費補助金について、日本学術振興会を経由して支給される場合についても非課税措置を維持することについて、下記のとおり要望申し上げます。

記

科学研究費補助金は、我が国の学術の振興に寄与するため、人文社会から自然科学まであらゆる分野における優れた学術研究を格段に発展させることを目的とした研究助成費で、大学等の学術研究を推進し、我が国の研究基盤を形成するための基幹的な経費であります。

また、今後、我が国が豊かな社会を構築し、国際的にも指導的役割を果たしていくためには、あらゆる基盤を支える学術研究の推進が必要不可欠であり、この補助金の拡充とともに、学術振興を担う中核的機関である日本学術振興会の育成を図ることが不可欠であります。

研究者の間では、この補助金についてこれまで以上にきめ細かなフォローやサービスの向上を求める声があり、また、諸外国における研究助成体制をみるに、米国のNSFや英国リサーチカンシルのような機関を我が国にも設置することを視野に入れることが重要とされています。

このため、文部省では、日本学術振興会事業を拡充し、科学研究費補助金のうち既に制度改善が図られ、制度が定着している研究種目の審査・配分事務を移管することで、これらの要望に応えていこうとしております。

この方向は、大学等の研究者にとって大いに期待するものであり、是非ともその実現を切望するものであります。

については、日本学術振興会の事業拡充後も、現在の非課税措置を維持されるとともに、この補助金が、日本学術振興会を經由して支給されるようになっても、研究者にとってみればこの補助金の目的性格が変わることはないことから、現在の国から交付されるものについて、昭和44年10月17日大蔵省告示により非課税扱いとされておりますように、引き続き非課税措置の維持を要望いたします。

〔提出先：自由民主党政務調査会税制調査会〕

## 大学等と民間企業等との共同研究を推進するため、民間企業等が国立大学等との共同研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備した場合の固定資産税等の課税標準の特例措置の創設に関する要望

平成10年 9月25日  
国立大学協会会長  
阿部 謹也

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成11年度の税制改正に当たりまして、大学等と民間企業等との共同研究を推進するため、民間企業等が国立大学等との共同研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備した場合の固定資産税等の課税標準の特例措置の創設について、下記のとおり要望申し上げます。

### 記

平成10年8月1日に施行された研究交流促進法の一部を改正する法律によって、国立大学等の敷地内に民間企業等が共同研究に必要な施設を整備した場合、土地の使用料を廉価にする措置が認められるようになりました。

これに伴い、国立大学等の敷地内に民間企業等による共同研究施設の整備が促進され、より一層共同研究が促進されることが期待されています。

また、国立大学にとっても、共同研究の促進のみならず、外部からの新たな刺激を受けることにより、教育研究活動の一層の活性化・高度化が期待されているところです。

この場合において、民間企業等が国立大学等の敷地内に建設した共同研究施設に関し、優遇税制を導入することにより、国と国以外の者との研究交流が更に促進されることが期待されます。

このことから、研究交流促進法の一部を改正する法律の適用を受けた共同研究施設について、固定資産税等の課税標準の特例の創設を要望します。

〔提出先；自由民主党政務調査会税制調査会〕



## 国際大学村（仮称）に係る日本学術振興会の業務の実施 に伴う非課税措置の維持・拡大に関する要望

平成10年 9 月25日  
国立大学協会会長  
阿 部 謹 也

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成11年度の税制改正に当たりまして、国際大学村（仮称）に係る日本学術振興会の業務の実施に伴う非課税措置の維持・拡大について、下記のとおり要望申し上げます。

### 記

日本学術振興会の営む業務に、臨海副都心に建設予定の、国内外の大学、研究機関、企業等の「交流・連携・発信」の国際的な拠点機能を集積した「国際大学村（仮称）」の管理運営業務が追加されることに伴い、これまで、同法人の非課税措置を維持（印紙税は拡充）することを要望します。

〔提出先：自由民主党政務調査会税制調査会〕

# 資 料

## 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」 (中間まとめ) に対する意見

平成10年 8月20日  
国立大学協会

大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」(中間まとめ)に関して、国立大学協会は今回の中間まとめが従来の提言にない大学改革への積極的方策を数多く含んでいることを十分に評価しつつも、第1常置委員会と第3常置委員会を中心として検討し、また各地域の臨時学長会議においても質疑等が行われた。これらの臨時学長会議においては様々な問題について論じられたが、全体としては大学審議会に対して、

- (1) 21世紀の大学像の全体が描かれていない。
- (2) 提案されている改革を実施する際の予算についての言及がない。
- (3) 法制度を整備する際には、全大学に一律に適用を求める部分は最小限にし、各大学の状況に応じて自主的かつ柔軟な整備が可能となるよう配慮されたい。
- (4) 「国立大学に期待される機能」に関しては、理系重視の論調が強くなり、人文社会科学系の軽視とも受け取れる。理系、人文社会科学系の両者は不可分の関係にあり、バランスのとれた叙述を期待したい。
- (5) 中間まとめと最終答申との間の検討の期間が短か過ぎるので配慮されたい。

等の意見・要望があった。

以下、具体的な項目についての意見・要望は、下記のとおりである。

### I 組織運営について

大学審議会中間まとめにおいては、21世紀の大学像について、個性化・多様化の観点を踏まえつつ、各機関が魅力ある個性の発揮に向けて切磋琢磨し合うようなシステムを目指していかなければならないと述べているが、そのためには、各大学がそれぞれの理念・目標、専門分野や規模などの特徴を踏まえて、それにふさわしい組織運営の在り方を工夫することが極めて重要となるはずである。

大学の組織運営については、各大学においてそれぞれの大学の特徴を踏まえつつ様々な工夫改善を行ってきている実態があり、それが「競争的環境の中で個性が輝く大学」となるための基本であることを十分に認識されるべきである。

したがって、組織運営の改革については、すべての面で画一的な制度とするような形ではなく、

特に学問の自由とそれぞれの大学の持つ特徴を尊重しながら、各大学がそれぞれの規模や特徴を踏まえて創意工夫を凝らし、多様な取組を行いうるような改革提言が行われることを強く要望する。

### 1. 学長補佐体制としての運営会議について (P. 83~84)

学長が大学運営を行う上で、補佐体制を整備することは是非とも必要である。中間まとめでは、その例示として運営会議（仮称）を設けることが提言されているが、このような会議体の組織を新たに設置することは、大学運営における学長の責任をかえって不明確にする恐れがある。したがって、あくまで学長補佐体制であることが明確となる組織体制とすることが重要であり、名称についても、学長補佐体制にふさわしいものとすべきである。

また、中間まとめでは、運営会議（仮称）の構成についても具体的に言及されている。しかしながら、どのような組織体制でもって学長を補佐するのかについては、各大学の規模や実情に応じて様々な対応が考えられる。例えば、運営会議（仮称）に期待されている企画立案と学内の意見調整という2つの機能は、やや性格を異にするものであるから、それぞれの機能を担う組織体制を別個に整備することも考えられる。実際に各大学においては、既にそれぞれの実情に応じた独自の工夫により、学長補佐体制を整備するための様々な取組を行ってきている。したがって、画一的な制度を設けることによって、こういった各大学の取組に支障が生じることがなく、各大学の創意工夫が十分に生かされる余地のあるような弾力的な提言とすべきである。

### 2. 全学と学部の各機関の機能について (P. 85~88)

効率的で責任ある意思決定を行うためには、学内の各機関の機能分担を明確化することは必要である。しかしながら、学長・学部長を執行機関、評議会・教授会を審議機関とするという概念で一律的に捉えることは、大学の実情から見て必ずしも適当ではない場合がある。

また、評議会で審議すべき事項で学部の意見を尊重しなければならないものもあり、評議会審議事項と教授会審議事項とを明確に分離することは必ずしも適当ではない。

したがって、審議機関の審議事項等について、ある程度法制度上の明確化を図ることは必要であるとしても、実際の運営に当たって各機関が円滑・効果的に機能するためには、「良き」慣行を積み上げる余地を持たせることが不可欠であることを指摘しておきたい。

### 3. 大学運営協議会（仮称）について (P. 94~95)

大学運営について社会からの意見を聴取することは、これからの大学にとって必要なことである。しかし、中間まとめで提言されている大学運営協議会（仮称）の構成メンバーは、ほとんど全てこの協議会の仕事に初めての人ばかりであるから、まずは経験者を育てていくことが重要であり、大学がアドバイスを受ける顧問会議という性格のものとするべきである。中間まとめにおいては、大学運営協議会（仮称）の性格は必ずしも明確にされていないが、大学の管理運営に関して法的権限を持つこととするべきではない。

## II 教育について

教育の問題は評価・組織運営・財政等の諸問題と緊密な相互関連性を有しているため、これだけ個別に切り離して論じることにより多少の危惧を感じながら、ここでは主として中間まとめ「III 21世紀の大学像と今後の改革方策」の中から、教育研究に直接係わると思われる提言についてのみ取り上げて、国立大学協会の意見をまとめた。

しかしながら、教育問題だけに限っても中間まとめの提言は広範多岐にわたり、必ずしもその内容が明瞭でない点も少なくない。一方、これらの提言に対する各大学の意見は、それぞれの大学の事情・条件によってかなりの幅を持つ。したがって、提言の実施に当たっては、それらが最大効果を発揮するよう、各大学それぞれの条件に基づく自主的自律的な判断を尊重して欲しい。

さらに、これらの「今後の改革方策」が教育研究の現場に無用の混乱を生じさせないように、最終答申に至るまでの過程で国立大学協会等と協議する機会を設けるなどの十分な配慮を要望する。

### 1. 課題探究能力の育成—教育研究の質の向上— (P. 33~59)

(1) 学部教育において、高等学校教育との関連で学部入試の再検討を行うこと、及び教養教育の重視は、極めて当然の提言である。大学側としては真剣に改善・充実の方策を考えていかなければならない。これらの問題は国立大学協会としても最重要課題と考えており、例えば、すでに教養教育(リベラル・アーツ)検討のための特別委員会を組織して検討に入っている。

しかしながら、「教育方法等の改善」で提言されている「成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施」に関しては、その基本理念は是としながらも、実施の段階における統一的な評価基準の制定の必要、あるいは卒業できない学生の転学・就職の問題等が指摘されている。このことは「3年次卒業の制度化」「履修科目登録の上限設定と指導」とも緊密に関連し、学部教育の充実を目指す理念とも相反することになりはしないかと懸念する。

「履修科目登録の上限設定」は、その画一的適用の非現実性と無効性が多くの大学で指摘されている。特に現行の1単位45時間とする単位制度そのものに対する疑念が示されており、この履修科目登録の上限設定が果たして実際の教育研究の場で実効をあげ得るか否かは、大いに疑わしい。恐らくは、厳格な成績評価が実施されれば、ことさらに履修科目登録の上限設定をする必要はないのではなかろうか。

さらに、履修科目登録の上限設定は最終学年の4(6)年次学生に履修上の大きな負担を与えることにもなり、卒業研究(卒業論文)・就職活動に少なからぬ影響を及ぼすことが予想される。特に就職協定不締結の現状においては、上限設定の実施は事実上困難であろうとの意見が少なくない。

(2) 大学院教育においては、大学院教育重点化の方向は理解できるものの、専任教員配置の具体的方策、高度専門職業人養成のための実践的教育の具体案(特に教員養成に関連する事項)等、まだ不明な点が多く、さらに審議を煮詰めて欲しい。

## 2. 教育研究システムの柔構造化—大学の自律性の確保— (P. 60~77)

(1) 学部段階において、「3年以上の在学で学部を卒業できる例外措置の導入」に関しては上記の如く懸念を表明する声が強いばかりか、またこの例外措置を厳正な成績評価のシステムが確立しないまま実施することは大学の質の低下を招きかねないという意見が多い。

概して「教育研究システムの柔構造化」で提言されている事柄は、上記の3年次卒業のみならず、「秋季入学の拡大」「単位互換及び単位認定の拡大」等、いずれもカリキュラムの混乱を生じる恐れが大であるため、それらの実施は各大学の自主的判断に委ねると同時に、実施に当たっては当然それらに付随する大学入試センター試験、卒業の就職等の諸問題について十分な検討が行われなければならない。

(2) 大学院段階においては、「修士課程1年制コースの制度化」と通常の2年制コースの併存によって生じるであろう混乱を避けるための方策や、教員養成分野のカリキュラムとの関連が不明であることへの疑問、そしてまた高度専門職業人養成に特化した修士課程が大学院の教育研究の質の低下を招来することへの危惧が、各大学から表明されている。

さらに、大学院の重点化を行い、大学院における教育研究を今以上に充実・拡大するためには、適切な財政的裏付けと専任教員の配置が不可欠であり、これらに対して明確な方針を提示して欲しい。

(3) また、社会人学生を積極的に受け入れるためには、施設設備の新たな整備と充実を図らなければならない。例えば、今後進学率がますます増大するであろう社会人女性を受け入れるためには、保育・託児施設の整備等も考慮する必要がある。

(4) 「教育研究組織の柔軟な設計」で述べられている講座・科目の自由な編成については、教員の定員配置・選考権（人事権）の在り方とともにやや不明な点があり、より詳細な説明が欲しい。

### III 評価について

#### 多元的評価システムの確立について (P. 98~104)

大学がその目的を自律的に適切に果たしていくためには、不断の自己点検・評価に基づく組織の活性化が必要であることは論を俟たない。今回の中間まとめにおいて、「多元的な評価システムの確立」の項をあげて、「大学の個性化と教育研究の不断の改善」の最も重要なシステム要素として、その強化を要請していることに同感である。

ただ、この論議の中で、様々な「大学評価」を区別せずに論じているきらいがあり、せっかくの提案が明確に読み取り難い恐れなしとしない。多様な評価が必要であることを論じるに際して、様々な評価についてある程度の定義・分類をして提案していただくと受け取りやすいように思う。

言うまでもなく、1) 評価はある目的を持って組織あるいは構成員の状況等を点検することに始まり、2) 点検の結果を目的に照らして評価し、次に、3) 活動を計画・執行するといった手順を取るのが普通であろう。そうして、4) その成果を再び点検するというループを描くことになる。

正 誤 表

訂正箇所	正	誤
77頁 上から8行目	卒業後の就職等	卒業の就職等

第一の点検については、然るべきデータベースを作成し、常に更新しつつ公開することを求める必要がある。適切な評価のための基礎と社会一般への情報公開（アカウンタビリティ確保）のためである。中間まとめでは、点検を情報公開との関係では論じていない。データベース作成とその公開の必要性を、大学の改革等のための直接的な評価と少し違った視点で、重要なものとして論ずる必要があるように思う。したがって、現今多くの大学の点検評価が点検だけに終わっていることを、評価と繋いでのみ不十分なものとして論じては上手くないように思う。それ自身の価値も情報公開の点で重要である。

評価（Evaluation）の目的として次のような幾つかが当面考えられよう。

### 1) アク্রেディテーション（Accreditation）

有資格校判定と言われるものであり、大学として認めて良いレベルにあるという判定を下す第三者評価である。わが国では、設立時の判定を「大学設置審議会（文部省）」が行っているのと、大学基準協会が設立後の大学について「加盟判定」を行って一定のレベルの大学として協会に迎え入れることをしている。米国のように大学の設置を比較的容易にして、第三者機関（非政府機関）が有資格判定を一定期間ごとに行う方式も一つの選択肢となる。文部省による判定と第三者機関による判定がどのような形で推移するかは統合的な議論が必要であろう。

### 2) アセスメント（Assessment）

本来的には課税のための評価等に用いられる用語であるが、教育資源の有効配分（P. 103～104）に用いるために、公的機関が一定のフォーマットで行うものは、この範疇に入る第三者評価であろう。このような評価を第三者機関で行って資源配分を進める際に、各大学の総合的な戦略と評価される各学科・専攻それぞれの教育評価の間に齟齬を来さないようにすることが必要である。ピア・レビューを資源配分等の強制力を持ったアセスメントに応用する場合に注意すべきことのように思われる。それらの配慮を十分に果たせる額の予算と視野の広い高いレベルの十分な数の担当者・協力者の確保が必要と考えられる。中途半端な組織を作るとかえって大学の質的向上と競争力を低下させてしまう。国立大学と公・私立大学それぞれについて、それぞれどのように扱うかある程度明確な記述が必要のように思われる。大学基準協会が行っている「相互判定」は見方とやり方によっては一種の強力なアセスメントでありえ、仲間として共に存在する場合に改善すべき事項を指摘し、問題が多ければ、理論的には加盟（公的な第三者機関が行えば認可）の取り消しも有り得ることになる。文部省としての明確な位置づけの求められるところであろう。逆アクレディテーションとなる。

### 3) 格付け（Ranking）

様々な機関が大学のランキングを公開している。国が考えている第三者機関の評価と他の様々な機関のランキングが異なって別に問題はないわけで、日本の大学が国際水準で生きていくための自らの尺度を作ることが、第三者機関の一番の役割かもしれない。その意味で多様な評価尺度をどのように作れるかが、これからの展開の鍵であろうと思われる。最先端の科学技術から、自然界に関わる息の長い学問の評価、人間の理解まで広範な学問を単純な尺度で評価しないことを研究し続け

て初めてアセスメントも可能になる。単純なランキングをどのように脱するかが本当の評価の始まりであろう。研究機能を持った機関の設立については賛成したい。

#### 4) 自己評価 (Self-evaluation)

第三者評価を含めて、最終的には自己評価に基づき、次の展開のための戦略を設定し、具体的な活動を開始するのが評価の基本である。第三者機関によるアセスメントはこのようなことを支えるものでありたい。中間まとめはその順序を明確に書いてあり、強く同感するものであるが、具体的な組織についての議論と、国（文部省）の果たす役割が未だ曖昧に過ぎるきらいがある。もう一步踏み込んだ議論が欲しい。

基本的に提案の事項におおむね賛成であるが、教育資源配分を透明かつ有効に行おうとするアセスメントに対しての責任主体の議論がもう少しあって良いように思われる。また、各大学が着実に積み上げつつある自己点検・自己評価（外部評価の助けをも含め）の努力を、早急な第三者機関設置によって損なうことの無いように工夫する必要がある。自己評価能力 (Self-evaluation) の成熟こそが最終的に大学の将来を決めるであろうことを論議の中に据えて、第三者機関によるアセスメントによる具体の支援のための評価との関係を、相互補完的な実りをより大きくするものであるように論を展開していただけると幸いである。

以上



## 修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について (中間報告) についての意見

平成10年 8月24日  
国立大学協会会長  
阿部 謹也

1. 平成8年7月29日付文部大臣の諮問には、本案に関する諮問の説明に、「教員養成の種々の要請に応えるため、大学院修士課程を積極的に活用した養成の在り方について、検討の必要がある」と述べられていた。また、教育助成局長の補足説明にも、「①現行の養成制度を前提に修士課程における養成をより拡充すること、②一般学部での4年間の教育を前提に修士課程の2年間で集中的に教員養成教育を行うこと、③学部・修士課程6年間一貫により教員養成教育を行うこと、④以上①～③を併せ行うこと」などを提言しており、「現行養成制度を前提により質の高い教員養成を実現する観点から、この際、専修免許状の在り方をも含め、現職教員の高度の研修機会としての役割にも留意しつつ、教員養成において修士課程の果たす役割を」検討するようにと述べられていた。さらに、これらの諮問内容に加えて、「養成と採用・研修の連携の円滑化」「教員養成に携わる大学教員の指導力の向上」が提言されていた。

これに対して、今回の中間報告においては、「修士課程における教員養成教育」の全般的な改善策は示されず、「教員養成教育の一環として可能な限り多くの現職教員に修士レベルの教育を受ける機会を開く必要がある、そのために所要の措置を講ずる必要がある」との観点から、主として現職教員に対する「修士レベルの教育」の方策が提案されている。

この問題は、専修免許状の制度が置かれて早くも10年の歳月を経るとともに、修士課程における高度専門職業人教育の課題が緊要になった今日において、専修免許状への上進の措置としてきわめて重要な課題であることはいうまでもない。

しかしながら、「大学院における教員養成教育」を審議する以上、修士課程における集中的な教員養成教育や、学部と大学院を通じての教員養成教育などに関する見解を含めて、修士課程における教員養成教育のめざす全体像を積極的に示すことが必要である。例えば、我が国の学術文化の将来を考慮するならば、意欲あるすぐれた人材を教員として育成するための特例措置・優遇措置を講ずる等、その他社会の諸分野における人的能力の需要に応ずる教育力を確保するための中長期の教育政策が必要不可欠である。

2. 教員の資質能力の向上のために、大学院の積極的な拡充を図り、とりわけ現職教員の多様なニーズに応えようとする中間報告の基本方向は、もとより重要である。

現職教員の大学院での履修の具体的形態について、中間報告では、①修業年限の弾力化（1年制コースの開設）、②在勤のまま、夜間、週末、長期休業期間の活用、衛星通信等を活用した遠隔

教育の併用、③14条特例による2年次目の研究指導を1年を越えて認めること、修士論文を課題研究で代替できることなどの諸形態を提案している。

中間報告では、明示していないが、②、③については、長期在学制度を十分に考慮する必要がある、また特別な休業制度や授業料の減免措置等を活用できるようにする等の配慮も必要である。(大学審議会中間まとめ(平成10年6月30日)に指摘されている長期在学コースについて考慮する必要がある。)

その他に、④従来から行われてきた任命権者の職務命令による2年間の長期派遣研修も引き続き維持されることが望ましい。

現職教員は、それぞれ異なった学部教育経験(教員養成、一般大学・学部)、年齢、教育経験、問題意識、能力・適性を有し、大学院教育に対する期待も多様であるので、上記のような多様な方法(①~④)によって、現職教員の修士レベルの教育機会を拡充し、これらを受けた者の給与等の処遇の改善を図るなど、積極的にその意欲を高めるための措置が必要である。

3. 前項に述べたように、現職教員に大学院レベルの教育を実施する多様な形態を保障していこうとする場合に、基本的な問題として、修士課程での教員養成(現職教員)の水準と質、それを公証する専修免許とは何かという問題が、十分に検討される必要がある。

一般的に言えば、第1種免許状が、学部レベルで最低基準としての教育職員免許法の基準を満たすものであり、専修免許状は、それを基盤にしてより高い水準の能力を公証するものである。したがって、専修免許状は、教育職員養成審議会第1次答申(平成9年7月28日)にいう「得意分野を持つ個性豊かな教員」の資質能力に対応するものと考えられる。

従って、大学院レベルの教育によって、「得意分野を持つ個性豊かな教員」の資質能力をどのように公証するかという点については、履修形態の多様化に応じて一層明瞭なものとする必要がある。

4. 多様な履修形態の内、とりわけ、中間報告及び大学審議会中間まとめで提言されている1年制コース(本意見2の①)は、高度専門職業人養成機関として、従来のものとは、「質的にも量的にもまったく趣を異にするもの」(中間報告、P.7)であり、その目的・性格、学位の在り方について、今後検討すべき(大学審議会中間まとめ)とされている。

これらの提言の趣旨を考慮すると、1年制コースの設置は、多様な履修形態の一つではあるが、従来の2年制コースとはまったく別個なものとして行われるべきであり、教育職員免許法の基準を満たすために構成された学部教員組織の上に積み上げるような従来の大学院教員組織において、そのまま多様な履修方法の一つとするだけでは、教育の質や担当教員の負担その他の条件を勘案しても対応不可能である。そのため、これを実施するためには、1年制コースの目的理念をふまえた独自の教員基準を制定し、独自の教員組織および、施設・設備を備えることが不可欠の条件であると考えられる。

大学審議会中間まとめにおいて、「一定の規模以上の学生を擁するものにおいては、専任教員の配置等が必要」(P.56)と指摘しているが、高度専門職業人の養成を行うための教育内容および教員組織は、免許法の基準を満たすための教員組織とは異なっており、規模の大小にかかわらず、独自の基準と教員配置が必要である。

このような意味で、従来の修士課程を以て、そのまま「特化した修士課程」(1年制)に変容、移行させたり、兼務させることでは対応できない。従来の修士課程は、存置充実させるとともに、「特化した修士課程」を維持し得る条件を整備しつつこれを併存させることが必要である。

5. また、教育が地域社会との関わりで実施される以上、現職教育としての大学院教育は、都道府県教育委員会との連携もふまえて、地域の教育問題や特色あるカリキュラムの開発・編成等を視野に入れる必要があり、「可能な限り多くの現職教員」に対する修士レベルの教育(P.6)を推進するためには、すべての教員養成大学・学部はもとより国公私立の一般大学・学部においても可能な限りその受け皿となるような措置が推進されなければ実現不可能であり、そのような計画的配置が今後重点的に促進される必要がある。

# 「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について (審議経過報告)」(教育職員養成審議会大学院等特別委員 会) についての意見

平成10年10月14日  
国立大学協会会長  
阿部 謹也

平成10年10月5日付教育職員養成審議会大学院等特別委員会による「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について(審議経過報告)」について、意見を下記のとおり取りまとめましたので、提出します。

## 記

1. 全体として、このたびの審議経過報告は、7月10日付中間報告に比して、具体的かつ詳細であるばかりでなく、現職教員が大学院で学ぶことの位置づけが明確であり、また数値目標に基づく量的な試算が示されており、おおむね妥当な検討の結果と認められる。
2. とりわけ、現職教員が、大学院修士課程で学ぶことの積極的な位置づけについて評価でき、6項目にわたる根拠は重要である(18頁より21頁)。  
また、修士レベルの教育を現職教育体系に位置づける趣旨についても同意できる(21頁より22頁)。  
さらにこの趣旨を開放制原則により、一般大学・学部の大学院をも対象に含める点について同意できる(22頁より23頁)。
3. 教職経験年数により、専修免許状への上進のための所要単位数を軽減する措置については、再検討の余地ありとする点について同意できる。専修免許状の資格水準の維持の観点から、留意すべきである。(35頁より36頁)。  
また、認定講習の運用の改善についても同意できる(36頁)。
4. したがって、休業制度等の創設による自発的な修士課程在学を推進する提言についても同意できる(36頁より37頁)。また、長期在学の場合の、勤務校での授業時数の軽減等、大学院修学の推進方策についても、同意できる(37頁)。
5. 学部レベルで、教員養成教育を受けていない者の大学院受け入れにより、特別コースを設ける点についても同意できる(29頁)。

6. 6年一貫の教員養成教育については、カリキュラム開発等を試行するものとして、なお今後の検討課題としていることも同意できる。

以上の諸点について、基本的に同意できるが、なお疑問の点や、さらに改善策を積極的に要望する点について、以下に挙げる。

7. 全体を通じて、「大学と教育現場」の相互作用、「実践と理論の結合」が唱えられているが、大学と附属学校の関係、大学院教育における附属学校の位置づけ、大学院に受け入れる現職教員と附属学校教官の関係等が、全くふれられていない。この点は、個々の大学の創意工夫の問題と考えることもでき、大学におけるカリキュラム開発の課題（31頁）の範疇とみることもできるが、教育現場に関する調査・研究の協力や院生との校務復帰後の連携あるいはティーチング・スタッフ、ティーチング・アシスタントとしての活用などについて言及されている以上、附属学校教官の位置づけや附属学校教官との関係が提言の中に全く位置づけられていないことは疑問である。

例えば、附属学校教員との連携による、院生の教育の在り方、附属学校に現職教育センター的な機能を備え院生の教育研究に活用する方法などが検討されてしかるべきである。

8. 大学院の修業形態を、2年以内の在学修業と長期在学修業とに大きく区分している（5頁）が、実際のカリキュラムの運用においては、正規の2年間の修学を本体として、その他の1年特化課程や長期在学型の夜間・週末その他の休業時活用等が区分されるべきものと考えられ、後者の運用に関する条件整備の基本方針が必要である。

提案に含まれる条件整備は、①院生に対しては、長期在学の場合の授業料の取り扱いについて、②受け入れる大学側については、夜間・週末等の特別な場合の、給与上の配慮についてのみ指摘している（31頁）。

長期在学の場合の、院生に対する授業料等の配慮はいうまでもなく必要であるが、大学側にとっては、1年特化課程や長期在学に備えた教育課程を編成する場合は、いずれも従来の負担を越える新たな負担が必要である。したがって、大学院教育に携わる教員の処遇上の配慮もさることながら、教員配置等の上でも特別な配慮が必要である。また、現職教員が一定数、常に大学や附属学校を利用できる体制を整える必要を考慮すれば、これに備えるための施設・設備の充実も必要である。

また、1年特化課程や長期在学の者には、科目等履修生による単位取得や科目等履修生として公開講座を利用することによる単位取得も加算できるようにする等の配慮も必要である。

9. 大学院の課程認定については、教員養成系大学・学部をのぞくと、従来、基本的には、一般大学・学部の場合、教育学、教育心理学系においても、教職に関する課程認定ではなく、社会、公民等の教科に関する課程認定が行われてきた。

大学院において、教職に関する課題を深化させるためには、教育学、教育心理学系の一般大学・学部の学部・学科または講座の場合、現職教員の基礎とする免許状の種類に関わりなく、教職の分野で修士の学位を取得することが出来るはずである（19頁②，22頁より23頁）。その意味では、教育学、教育心理学系の専攻分野については、教職に関する課程認定を行い、すべての校種・教科の種類免許状をもつ者を受け入れることができるようにするのが妥当である。この点は、早急に改善すべきである。

10. 修士課程修了による専修免許状取得者とその他の免許状上進の方法による専修免許状取得者の関係について明瞭ではない点がある。

たとえば修士の教育を受けた者については、適切な処遇改善を行うとしている（38頁）が、その他の方法によって専修免許状に上進した者は除外されている。そのため、修士修了者と単なる専修免許状への上進者との関係を明瞭にすべきである（40頁表，上進の在り方を見直すことにより単なる専修免許状への上進を改善する余地があるのではないかと考えられる）。

11. 専修免許状取得に必要な大学院における修得単位について、「教職科目」に関する「科目」の一部を制度上必須にする問題は、「一律に実施し得ない」と判断しているが（30頁），最小限度の教職の専門性を裏打ちする「教職科目」を必須科目とする等，専修免許状の性格について引き続いたの検討が必要である。

以上

# そ の 他

(平成10年 8 月 2 日～平成10年10月31日)

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)	[交代日]
茨 城 大 学	宮 田 武 雄	橋 本 周 久	平成10年 9 月 1 日
長 崎 大 学	池 田 高 良	横 山 哲 夫	平成10年10月 1 日

### ○ 委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	[交代日]
第 7 常置委員会	阪 本 昌 成 (広島大学教授)	岡 東 壽 隆 (広島大学教授)	平成10年10月23日
第 5 常置委員会 JUSSEP小委員会	高 田 康 成 (東京大学教授)	木 畑 洋 一 (東京大学教授)	平成10年10月23日

### ○ 専門委員の継続委嘱

(委員会)		[発令日]
第 4 常置委員会	早 川 明 彦 (北海道大学総務部長)	平成10年10月 1 日

### ◇お詫びと訂正◇

国立大学協会の「会報第 161号」(平成10年 8 月発行)に誤りの個所がありました。

お詫び申し上げるとともに、ご訂正くださるようお願い申し上げます。

誤りの個所	誤 り	正
58頁の右の段 下から10行目	導入50年を経過した設備にかかる特 殊装置維持費の見直し等……	導入後10年を経過した設備にかかる 特殊装置維持費の見直し等……

## 国立大学協会の組織

創立：昭和25年7月13日  
会員大学：99国立大学  
目的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、  
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
  - 第2常置委員会（入学者選抜）
  - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
  - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
  - 第5常置委員会（学術交流）
  - 第6常置委員会（財 政）
  - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
  - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会  
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
  - 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会  
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
  - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会  
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
- 特別委員会
  - 医学教育特別委員会  
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
  - 教員養成特別委員会  
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
  - 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会  
〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕
  - 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会  
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
  - 大学評価に関する特別委員会  
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）



## 編集後記

- \* 本協会は平成12年に創立50年を迎えることとなり、本年8月1日付で「国立大学協会50周年記念行事準備委員会」（委員長：佐藤 保お茶の水女子大学長）を設置いたしました。既に3回準備委員会を開催し、検討に着手しておりますが、事務局は秋期定例の理事会・総会等の開催の準備作業に追われる傍ら、準備委員会の裏方としても業務に従事しております。
  - \* 情報公開法施行の場合の対応の問題、依然燻り続けている国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化の問題、中央省庁改革基本法に基づく国家公務員の1割削減の問題、また小渕首相の打ち出した「10年間で定員2割削減」の公約の問題等、現在、国立大学はかつてないほどの厳しい状況に置かれ、国立大学協会としても責任ある対応が求められております。
  - \* 本号の「巻頭エッセー」には、阿部一橋大学長にお願いして「国立大学の将来について」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）
- 会報発行=年4回（2月・6月・8月・11月）

平成10年11月4日 印刷  
平成10年11月10日 発行（非売品）

# 会 報 第162号

（第48巻第4号 通巻第162号）

編集兼  
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03（3812）2111 内線（7950・7951）

03（3813）0647

FAX 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社